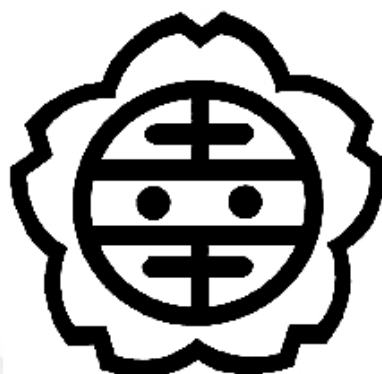


埼玉県幸手市

公共下水道事業経営戦略(素案)

令和8年3月

改訂版



令和3年3月策定

令和8年3月改定

計画期間:令和8年度～令和12年度



幸手市公共下水道事業経営戦略

目次

はじめに

第1章 経営戦略改定について

1. 経営戦略策定及び改定の背景と目的	3
---------------------	---

第2章 事業概要

1. 本戦略の対象となる事業の現況	6
-------------------	---

第3章 現状分析

1. 決算統計・経営比較分析表による本市経営状況分析	13
----------------------------	----

第4章 将来の事業環境

1. 将来の事業予測	33
2. 投資と財源の予測	36
3. その他の予測	37
4. 現状の課題への対応	38
5. 経営の基本方針と目標	39

第5章 投資・財政計画（シミュレーション）

1. シミュレーションの設定条件	41
2. 投資財政計画（現状予測パターン）	43
3. 現状予測に基づく投資・財政計画の課題	47
4. 収支改善のための投資財政計画	49
5. 各種パターンによる投資・財政計画の総括	57
6. シミュレーションに基づく「経費回収率向上へのロードマップ」	59
7. 投資・財政計画（収支計画）における今後検討予定の取組の概要	64

第6章 取組体制とPDCAサイクル

1. 経営推進体制	68
2. PDCAサイクル	69

資料集

1. 用語解説-----	70
2. 策定体制-----	74
3. 審議会条例 -----	75
4. 審議会規則 -----	77
5. 審議会日程等 -----	79

はじめに

1. 経営戦略改定の趣旨

本市における公共下水道事業[※]は、主に市街地において、汚水の排除による周辺環境の改善や、便所の水洗化による衛生的な生活環境を確保するとともに、河川等の公共用水域[※]の水質保全に寄与することを目的として、平成3年に供用を開始しました。

以来、公共下水道事業は都市生活に欠かすことのできない生活インフラとして、多くの市民にご利用いただいています。

しかし、増加を続けてきた本市の人口は、少子化や高齢化の進行等、人口構成の変動により将来的に増加が望みにくい状況となっています。また、人口減少だけでなく節水型機器の普及や節水意識の定着、循環型社会への移行等により、今後料金収入が減少で推移すると予測されます。

一方、公共下水道事業を取り巻く経営環境に目を向けると、職員の減少によるノウハウや技術の喪失の恐れ、未普及地域の整備の必要性、施設や管渠[※]の老朽化による更新需要の増大、さらには大規模災害に対する施設の強靱化など、公共下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このような状況の中、本市では平成3年度の供用開始[※]以来1度も料金改定を行っておらず、継続可能な公共下水道事業のための使用料適正化に向けて令和6年5月から「幸手市下水道事業審議会」を開催し、使用料改定の答申を頂き、経費回収率向上に向けたロードマップを作成し、令和8年4月からの料金改定を機に経営改善を図っていく予定です。

合わせて未整備地区の整備や老朽化及び耐震化対策のための管路[※]等の計画的な改築[※]を進め、施設の健全性を維持していくためには、今後も市民の皆さまの暮らしを支えるために必要な下水道資産への投資を継続しながら、「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視点で事業経営に取り組む必要があります。

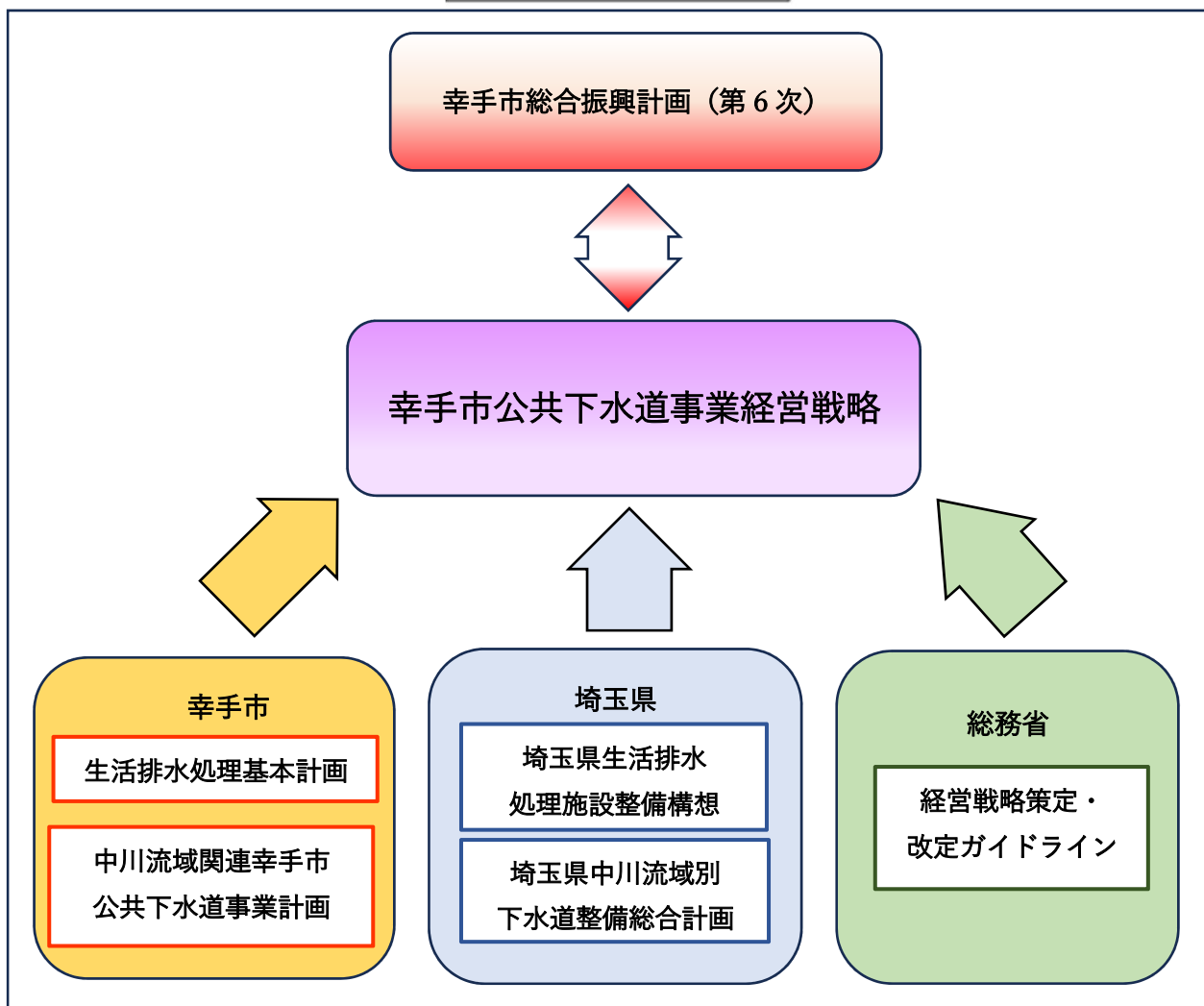
本市では、令和3年3月に「幸手市公共下水道事業経営戦略（令和3年度～令和12年度）」を策定しましたが、その後の様々な社会情勢の変化に伴う経営環境の変化を踏まえ、改めて投資・財政計画の見直しを行い、より質の高い「経営戦略」となるよう今回改定を行うものです。



2. 本計画の位置づけ

本経営戦略は、幸手市総合振興計画を最上位計画として、関連する各種計画との整合を図りながら、公共下水道事業の経営健全化に向けた取り組みを整理し、財政基盤を強化することを目的としています。

図表 本計画の位置づけ



3. 経営戦略の計画期間について

現在の経営戦略の計画期間令和3（2021）年度～令和12（2030）年度に合わせて、本経営戦略の計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。

なお、計画については、社会的情勢や経営状況の変化等を踏まえて、概ね5年ごとに見直しします。

幸手市下水道事業経営戦略：計画期間
令和8(2026)年度～令和12(2030)年度(5年間)

第1章 経営戦略改定について

1. 経営戦略策定及び改定の背景と目的

(1) 公営企業の更なる経営改革の推進

我が国においては、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の縮小や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す一方で、各公営企業は将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくことが強く求められています。

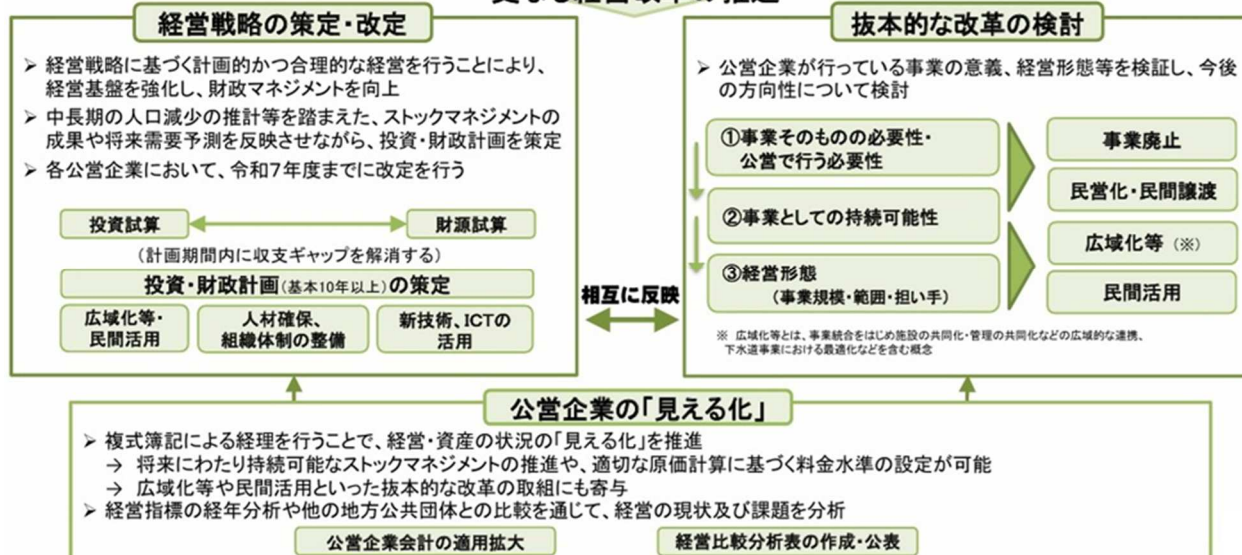
そのためには、公営企業会計[※]の適用や経営比較分析表の活用による「見える化」といった現状分析に基づき、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を進め、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについて、より実効性を高めるために更なる経営改革を推進することが不可欠となっています。

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進



※出典：総務省「全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議（令和7年1月27日開催）」資料1-5

(2) 経営戦略策定の目的

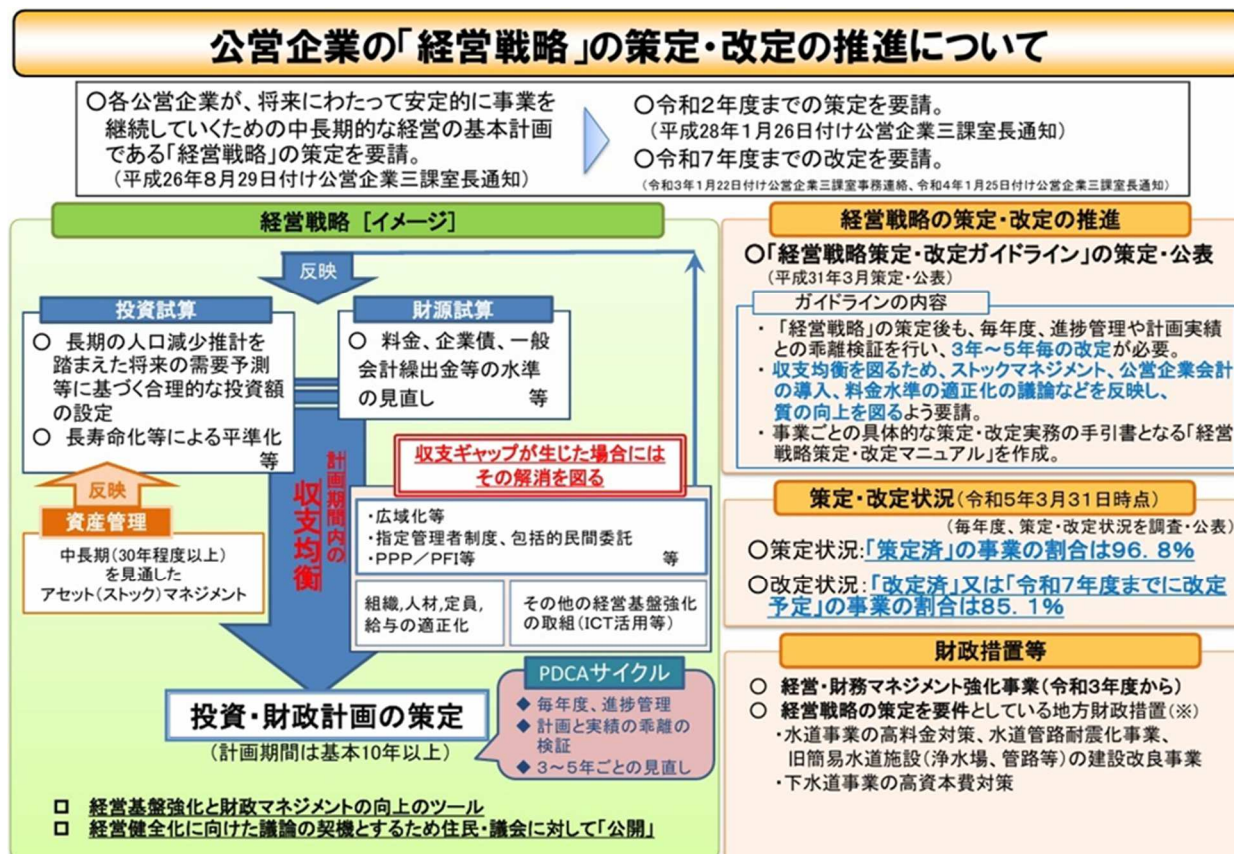
公営企業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたり本来の目的である公共の福祉を増進していくことがその大前提となっています。

しかしながら、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。このため、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、公営企業のあり方について絶えず検討を行うことが不可欠となっています。

総務省が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方にもあるように、経営環境を問わず、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが必要です。

また、経営戦略については、策定して終わりではなく、PDCAサイクルを通じてより一層質を高めていくため、3年から5年毎に経営戦略の見直しを行うことが求められています。

これらのことより総務省は、公営企業の経営基盤の強化のために、企業における課題や現状に対して、公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を企業ごとに策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していくことを強く求めています。



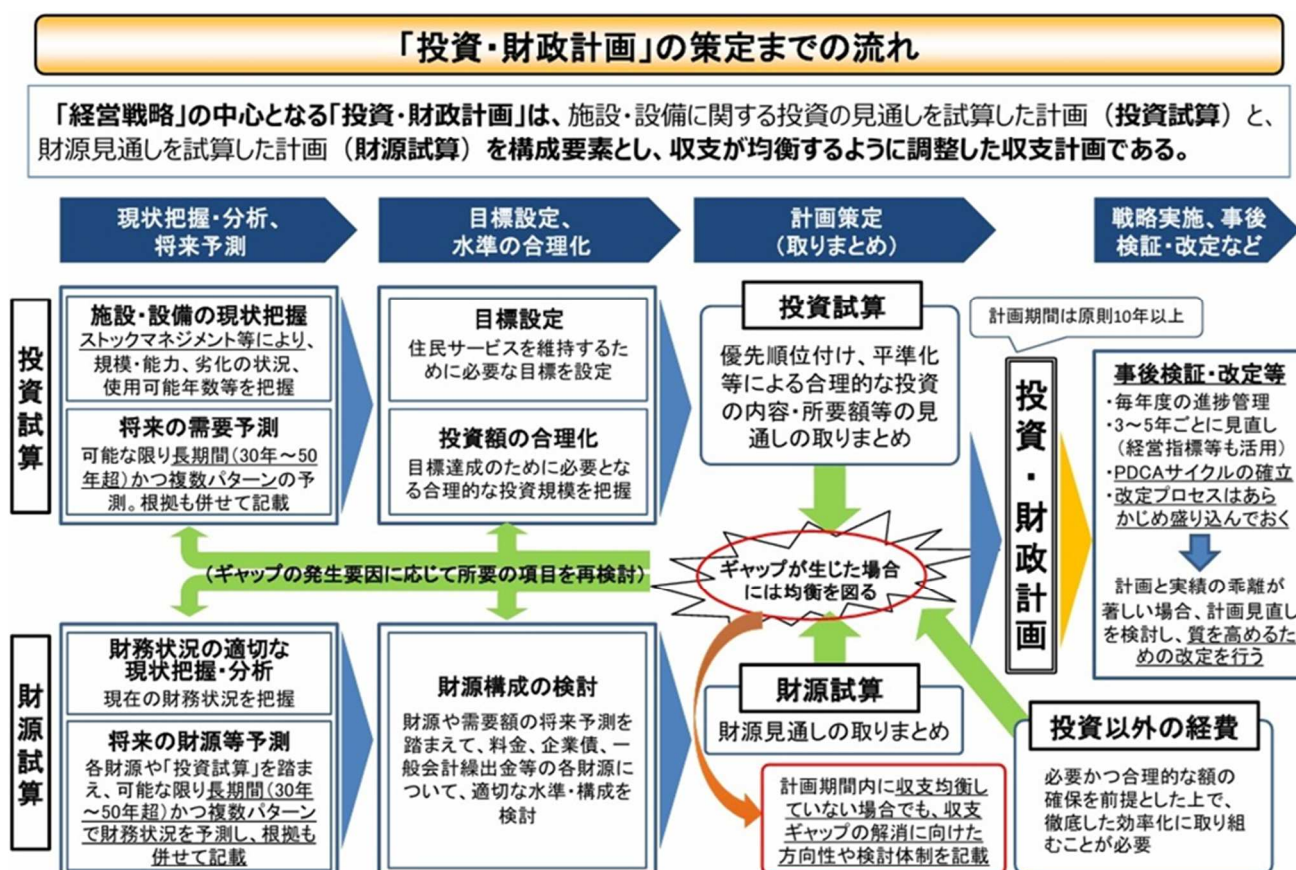
※出典：経済産業省「第16回 産業構造審議会 地域産業分科会 工業用水道政策小委員会」資料7

(3) 経営戦略の要旨

本経営戦略においては、下水道資産の現状分析を基にした長期的な需要の見通しや更新等の投資計画を立てることになりますが、経営の悪化が想定される場合、使用料改定検討等の計画に基づいて事業の持続性に対する的確な見通しを描くために、中長期の「投資・財政計画」の策定を行います。

「投資・財政計画」の策定に当たっては、「投資試算」及び「財源試算」による将来予測が求められます。

「投資・財政計画」は、現時点で反映可能な経営健全化や財源確保に係る取組を踏まえて試算を行います。その上で、将来の使用料収入の減少や更新需要の増大等を見据えた使用料水準の適正化や広域化等や更なる民間活用を反映した投資のあり方の見直し等を複合的に検討して具体的なシミュレーションを構築し、今後の経営の指針や取組を描くものとなります。



※出典：経済産業省「第16回 産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会」資料7

第2章 事業概要

1 本戦略の対象となる事業の現況

(1) 対象となる事業概要

本戦略の対象は公共下水道事業となります。本事業は平成3(1991)年の供用開始、2つの処理区を有していますが、区域内に処理施設を保有していないため、中川流域下水道※に接続しています。公共下水道の事業概要は以下のとおりです。

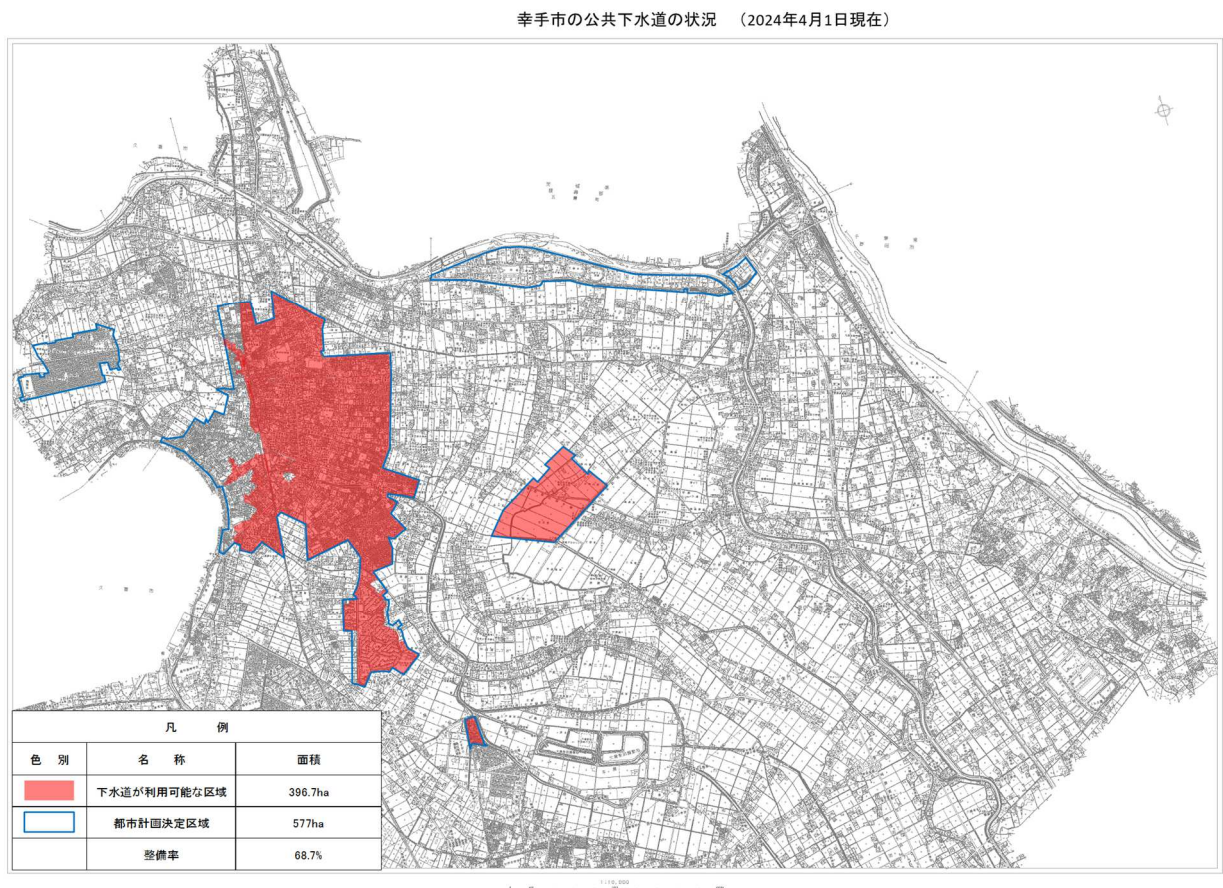
■本市の公共下水道事業の概要

事業	公共下水道事業
供用開始	平成3(1991)年 4月1日
法適・非適用区分	平成31年4月より法適(一部適用)
処理区域内人口	22,685人
処理区域内人口密度	57.1人/ha
流域下水道への 接続の有無	あり(中川流域下水道)
整備計画区域面積	577.0ha
処理区数	2地区(第1、2処理分区)
年間汚水処理量・年間有収水量	2,660千 m^3 ・1,996千 m^3

※令和5(2023)年度公共下水道事業決算状況調査表より

令和 6（2024）年 4 月 1 日現在の本市の公共下水道事業の整備状況は、以下の図表のようになっています。都市計画決定区域 577ha のうち、事業認可を受けている区域が約 495ha であり、その内 396.7ha の区域において整備が完了しており、整備率は 68.7%となっています。

図表 本市公共下水道事業の整備状況



また、本市の管渠・施設の設置状況は以下の図表のようになっています。令和 5(2023)年度時点で、汚水管渠 105km、汚水中継ポンプ場※1 か所が整備されています。なお、ポンプ場とは、自然流下により汚水を流すことにより、敷設された管渠の埋設位置が深くなりすぎる場合に、一旦地表近くまで汲み上げ、再び自然流下により汚水を流すための施設です。

図表 本市施設の設置状況

施設名称	施設規模	整備開始年度
汚水管渠	105km	昭和60（1985）年度
汚水中継ポンプ場	1か所	平成3（1991）年度

※令和 5(2023)年度公共下水道事業決算統計より

（２）使用料（料金）体系の状況

本市の使用料体系は、一般汚水と公衆浴場の２つの用途によって使用料が異なる、用途別使用料制度を採用しています。

一般汚水については、使用水量に関わらず発生する基本料金と、使用水量に応じて課される超過料金から成る２部使用料制を採用し、使用水量が多くなるほど超過料金単価が高くなる従量制※を採用しています。一方、公衆浴場については超過料金のみとしています。

現在の使用料体系は以下のようになっています。

◇公共下水道事業（現行）

上水道の使用水量を下水道の排除汚水量（下水道使用量）として算出されます。

（税抜）

		一般汚水	公衆浴場汚水
基本料金	基本水量	10m ³	60円/m ³
	基本料金	700円	
超過料金	11～30m ³	70円/m ³	
	31～60m ³	80円/m ³	
	61～100m ³	100円/m ³	
	101～300m ³	120円/m ³	
	301m ³ ～	140円/m ³	

使用水量	使用料（一般汚水）
20m ³ /2ヵ月	1,400円/2ヵ月
40m ³ /2ヵ月	2,900円/2ヵ月
100m ³ /2ヵ月	8,500円/2ヵ月
500m ³ /2ヵ月	60,500円/2ヵ月

※幸手市下水道条例より

また、令和 6（2024）年 5 月に幸手市下水道事業審議会を設置し、使用料適正化について市長より諮問を受け、使用料の改定について慎重に議論を重ねてきました。その結果、令和 6 年 10 月に開催された審議会にて経費回収率向上に向けて段階的な改定が妥当との答申があり、当該審議結果に基づき、令和 8（2026）年度に経費回収率 80%、令和 13（2028）年度には 100%とする目標を立てており、令和 8 年 4 月からの改定を予定しております。そのため、改定後の使用料体系についても審議会答申という表記で以下に記載いたします。

◇公共下水道事業（改定後 審議会答申書より）

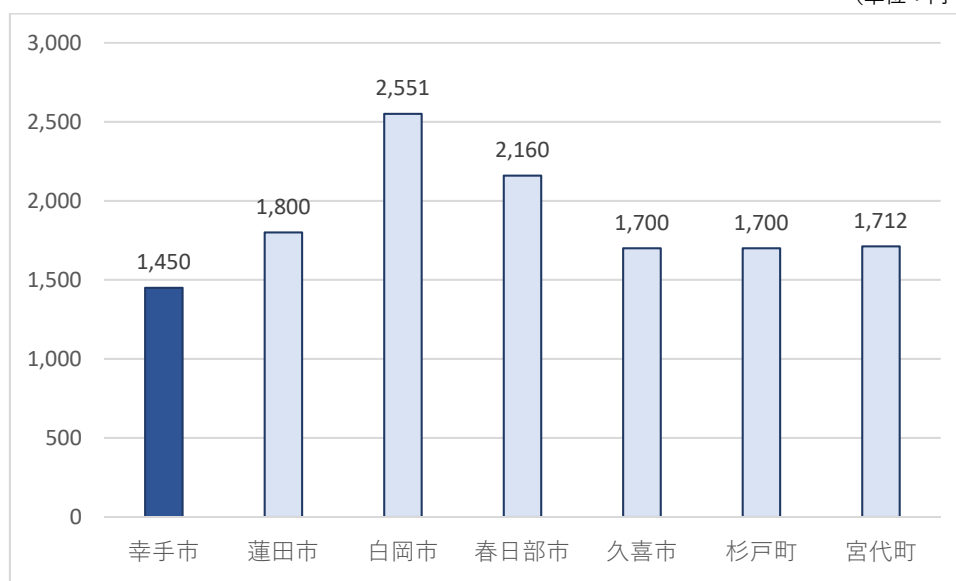
（税抜）

		一般汚水	公衆浴場汚水
基本料金	基本水量	10m ³	97円/m ³
	基本料金	1,141円	
超過料金	11～30m ³	114円/m ³	
	31～60m ³	130円/m ³	
	61～100m ³	163円/m ³	
	101～300m ³	196円/m ³	
	301m ³ ～	228円/m ³	

なお、一般汚水 20 m³を使用した場合の現行の使用料収入を、埼玉県内の近隣自治体と比較すると以下の図表のようになります。図表からもみてとれるように、本市の現行の使用料収入は、近隣自治体と比較して最も低い水準となっています。

図表 使用料の近隣自治体比較（1 ヶ月あたり）

（単位：円・税抜）



※本市の使用料：現行の使用料体系にて計算

※近隣自治体の使用料：各自治体ホームページより計算

※計算方法：2 ヶ月あたり 40 m³使用した場合の使用料を 1 ヶ月あたりの使用料で換算

また、1 ヶ月 20 m³あたりの使用料の場合の推移は、以下の図表の通りとなります。本推移で用いる指標は条例上の使用料と実質的な使用料※となり、条例上の使用料とは自治体や団体ごとに基本料金や使用した水量ごとの単価を決定し条例で定めた料金のことをいい、実質的な使用料とは使用料収入の合計金額を年間有収水量※で割ったものの単位あたりの料金を表したものです。

決算や検針のタイミング等の料金の算出方法の違いにより、条例上の使用料と実質上の使用料は異なります。

図表 1 ヶ月 20 m³あたりの使用料（水道水のみ使用）の場合の推移

（税抜）

	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	1,450 円	1,450 円	1,450 円
実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	1,619 円	1,649 円	1,621 円

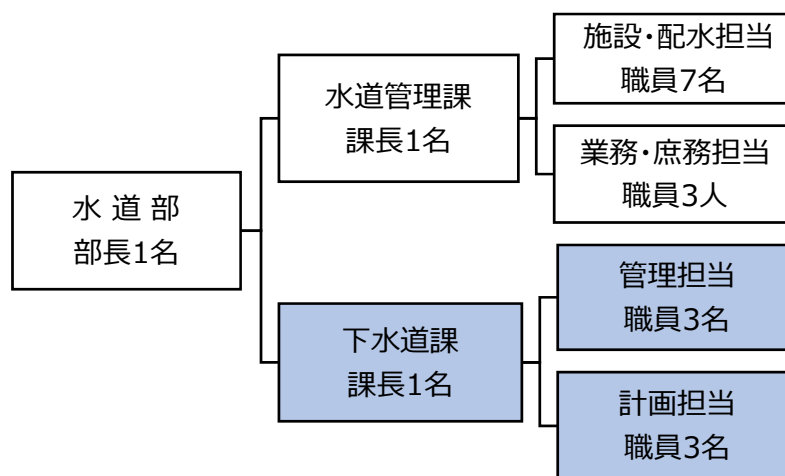
※条例上の使用料：条例上の使用料の過去 3 年分を記載

※実質的な使用料：使用料収入(円)/年間有収水量(m³)×20(m³)

（３）組織の状況

本市の公共下水道事業は、水道部下水道課が所管しています。下水道課のうち、管理担当は施設の維持管理に関する業務や下水道料金に関する業務等を行っており、計画担当は施設の整備計画や建設に関する業務等を行っています。

図表 水道部の組織図

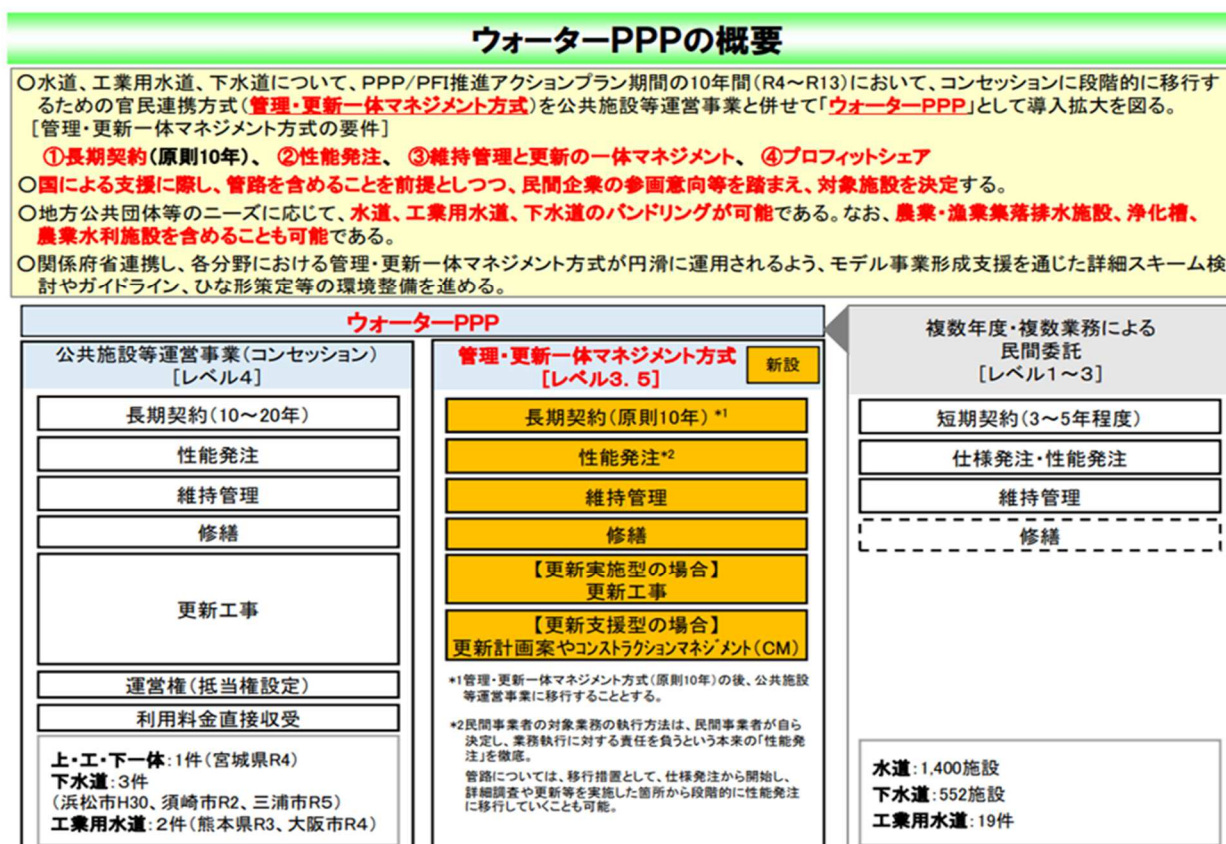


(4) 民間活力の活用等、資産活用の状況

本市の民間活力等の状況は以下の通りです。

項目	状況
民間活用	以下の業務を民間委託 [※] している。 ・ポンプ場維持管理業務 ・下水道使用料徴収業務
指定管理者制度	なし
PPP/PFI	なし
資産活用	なし

指定管理者制度[※]及び PPP[※]/PFI[※]については現状活用していません。しかしながら、令和 9 (2027) 年度以降に污水管改築の交付金を受けるには、現在国土交通省が推進している「ウォーターPPP[※]導入を決定済み」であることが交付要件となっていることから、導入検討に向けた準備を本格的に進めていくため、今後基礎調査を含む導入可否の検討を開始します。



※出典：国土交通省「下水道における新たな PPP/PFI 事業の促進に向けた検討会（第 33 回）」

（５）広域化・共同化

本市の公共下水道事業は、埼玉県中川流域下水道に接続して排水処理を行っており、排水処理手法としては広域化がなされていると言えます。

また、埼玉県では、県・市町村・（公財）埼玉県下水道公社の３者による「下水道事業推進協議会」が平成 28 年度より設置されています。当協議会においては、「経営管理」「災害時対応への取組」「市町村事業支援」の３つの分科会が設置され、各テーマに応じた協議を行っています。本市も当協議会に参加しており、協議を通じて最新の情報や知見等を収集しています。

第3章 現状分析

1 決算統計・経営比較分析表による本市経営状況

(1) 法適団体における下水道事業会計の構造

下水道事業の会計においては、損益取引と資本取引の区別の原則に基づき、管理運営に係る取引である「収益的収支[※]」と、建設改良等に係る取引である「資本的収支[※]」を区分経理し、当該年度の経営成績を正確に把握しています。官庁会計において、全ての収入を歳入、全ての支出を歳出として差引きしたうえで余剰金額を計算するのとは異なります。

「収益的収支」では、下水道事業の1事業年度における営業活動によって実現した収益と、それに対応した費用が、費用収益対応原則に基づき計上されます。具体的には、収益としては使用料収入などが挙げられ、また費用としては資本費（減価償却費[※]や支払利息）と維持管理費[※]（職員給与費や動力費、委託料等）が挙げられます。なお、収益的収支は、予算様式第3条に規定されているため、「3条収支」とも呼ばれています。

一方、「資本的収支」は、次期以降の将来にわたって支出の効果が及ぶような投資的な支出及び収入となります。具体的には、支出としては建設改良費や企業債元金が、収入としては企業債や国庫補助金等が挙げられます。なお、資本的収支は、予算様式第4条に規定されているため、「4条収支」とも呼ばれています。

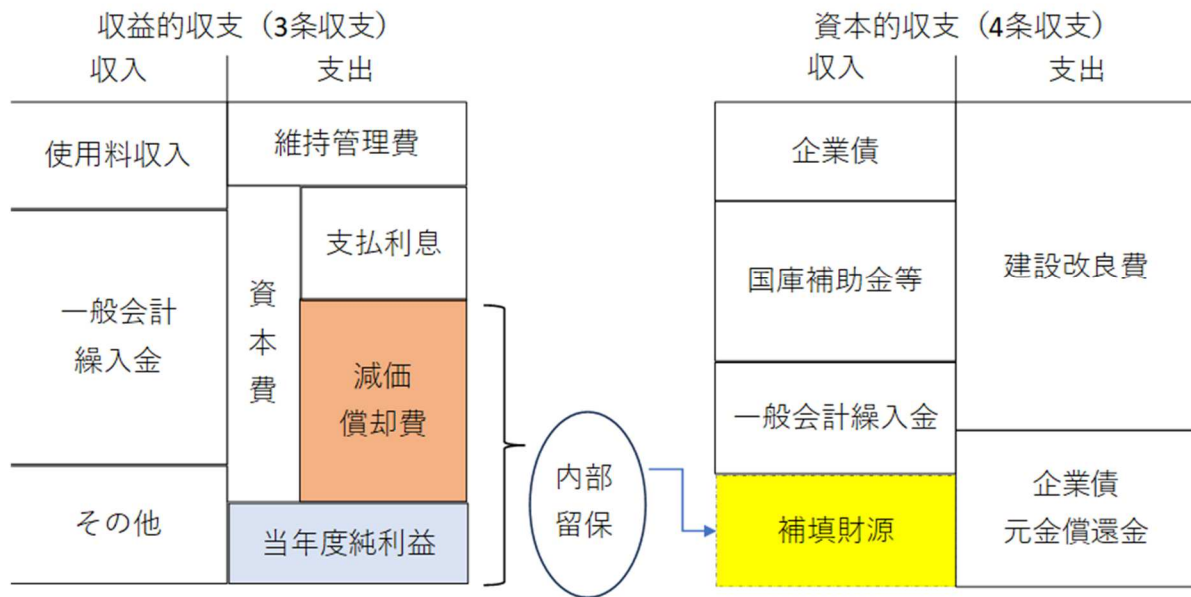
収益的収支と資本的収支は次のような関係にあります（次頁図参照）。

資本的収支の支出の部にある建設改良費の財源として、資本的収支の収入の部には企業債や国庫補助金等が計上されます。企業債の元金償還金は資本的収支に計上されますが、支払利息は収益的収支に計上されます。また、建設改良費を期間配分した減価償却費も、収益的収支に計上されます。

収益的収支では、当該会計期間に実現した収益等から費用を差し引いた当年度純利益が発生しますが、それに非現金支出である減価償却費等を加えた内部留保資金が生じます。内部留保資金は、資本的収支における現金不足を補填するための「補填財源」として処理されます。

このように、収益的収支の利益や非現金支出が補填財源として処理される結果、資本的収支を含め事業全体の会計のバランスがとられることとなります。したがって、収益的収支の赤字は、建設改良費や企業債元金償還金の財源の一部が不足することを意味しており、その分、下水道事業の健全な経営を危うくするものと言えます。そのため、経営戦略においては、計画期間内の収益的収支において、収支が均衡するよう検討を行うことが求められており、収支ギャップが発生する場合でも、その解消の方向性を記載することが求められています。

図表 収益的収支と資本的収支の関係



公営企業会計では独立採算制の原則としており、一般会計との間で経費負担区分が適正であることが求められます。

経費負担区分は、総務省の繰出基準に基づいて整理します。本市では、収益的収入における繰入金は、すべて基準内繰入金となっていますが、資本的収入における繰入金では、基準外繰入金※による補填が大きい状況となっています。

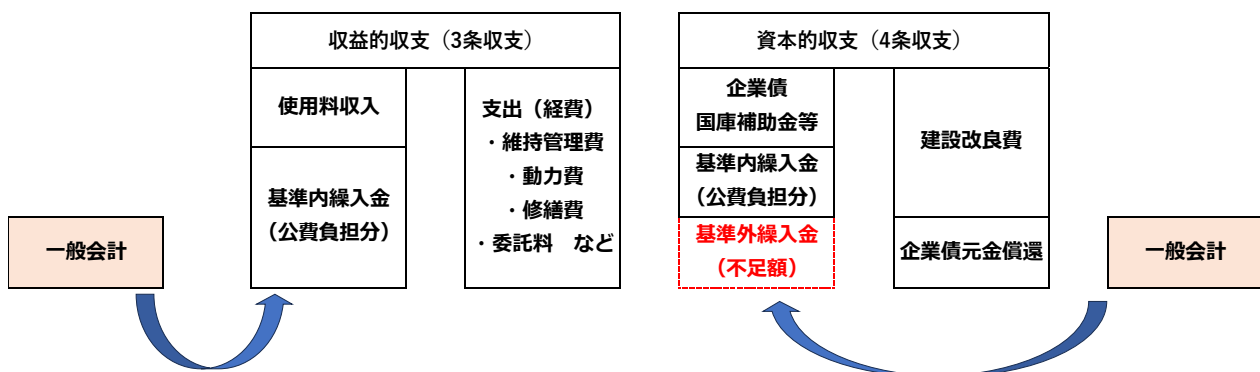
①基準内

- ・ 分流式に要する経費
- ・ 水質規制費
- ・ 高度処理費
- ・ 臨時財政特例債 等

②基準外

- ・ 上記に該当しないもの

図表 基準内繰入金と基準外繰入金の関係



(2) 財務分析（収支等経年分析）

以下の表は令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの過去5年間ににおける公共下水道事業を決算統計から集計したもので、経常的な活動の収支を示す収益的収支、投資及び企業債の発行及び償還を示した資本的収支の推移を記したものです。

処理区域内人口とは、下水処理が開始されている処理区域に居住する人口を示します。

■財政状況

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【収益的収支】単位：千円（税抜）					
営業収益①	171,214	170,697	168,247	165,417	162,040
使用料収入	170,897	170,397	168,030	165,024	161,770
その他営業収益	317	300	217	393	270
営業外収益②	507,725	526,625	511,986	519,624	524,518
うち他会計補助金	191,459	170,502	160,422	163,781	171,770
うち長期前受金戻入	312,977	352,644	347,819	352,610	349,235
うち雑収益	3,287	3,476	3,742	3,230	3,510
特別利益③	0	0	0	0	0
総収益①+②+③…A	678,939	697,322	680,233	685,041	686,558
営業費用④	595,054	612,421	600,174	604,888	600,000
うち管渠費	12,217	9,320	8,812	12,250	11,541
うちポンプ場費	25,726	22,888	23,829	24,332	21,839
うち減価償却費	388,683	405,184	406,664	409,286	415,819
うち流域下水道管理運営負担金	108,519	108,843	101,164	101,122	97,626
営業外費用⑤	70,582	64,933	57,241	52,717	48,707
支払利息	70,554	63,628	56,695	50,536	46,370
その他	28	1,305	546	2,181	2,337
特別損失⑥	4,374	29	143	15	34
総費用④+⑤+⑥…B	670,010	677,383	657,558	657,620	648,741
当年度純利益A-B…C	8,929	19,939	22,675	27,421	37,817
【資本的収支】単位：千円（税込）					
資本的収入⑤	708,505	417,221	464,301	639,731	478,840
うち企業債	256,400	80,500	119,400	213,700	172,400
うち国庫補助金	166,844	14,676	46,015	100,000	20,360
うち他会計補助金	244,927	283,889	276,894	305,762	279,321
資本的支出⑥	789,166	435,090	540,339	687,009	560,743
建設改良費	517,340	163,771	247,405	389,408	281,654
企業債償還	271,826	271,319	292,934	297,600	279,089
資本的収支⑤-⑥…D	△ 80,661	△ 17,869	△ 76,038	△ 47,278	△ 81,903
【企業債元金残高】単位：千円					
企業債元金残高	4,164,601	3,973,782	3,800,248	3,716,348	3,609,659
【人口等要因情報】					
人口情報	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政区域内人口(単位：人)	50,740	50,153	49,600	49,293	48,898
処理区域内人口(単位：人)	23,735	23,256	22,797	22,802	22,685
水洗化人口(単位：人)	19,375	19,092	18,944	18,934	18,675
処理区域面積(単位：ha)	389.3	390.1	392.1	394.6	396.7
有収水量(単位：m)	2,105.565	2,105.123	2,075.409	2,001.647	1,995.503

公共下水道事業の財政状況は次のとおりです。

【収益的収支】

○営業収益…使用料収入

水洗化人口[※]の減少に伴い、使用料収入も減少傾向となります。また、水洗化人口の減少に伴い、使用料収入の基盤となる有収水量も年々減少傾向となります。

○営業費用…流域下水道管理運営負担金

接続している流域下水道の維持管理負担金は例年、営業費用の約 16～19%を占めており、利益を圧迫する要因となっています。また後述の汚水処理原価の分析でも触れますが、令和 7 (2025) 年度より流域下水道管理運営費負担金単価が対象水量 1 m³あたり 40 円から 43 円へ 7.5%の値上げが決定したため、今後さらに経費が増加する見込みです。

○当年度純利益…当年度純利益

いずれの年度も総収益が総費用を上回り黒字の状況です。しかし各項目で比較すると、総収益のうち営業外収益の割合が高く、営業収益の比率は例年約 23～25%で推移しており、使用料で費用を賄えているとは言い難い状況です。

【資本的収支】

○資本的収入…他会計補助金

資本的収入のうち、例年約 34～68%を他会計補助金が占めており、一般会計からの繰入金[※]に依存している状態です。一般会計からの繰入金には雨水処理に要する経費など国が定めた繰出基準によって繰り入れる基準内繰入金[※]と、国が定めた繰出基準によらない基準外繰入金がありますが、本市の資本的収支の基準外繰入金の比率は例年 80%を超えています。

○資本的支出…建設改良費

未整備地区への公共下水道の新設工事等の投資を適宜行っています。

【企業債元金残高】

○企業債元金残高

順当に企業債の償還を行っており、企業債元金残高も減少傾向にあります。

（３）処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率・下水道普及率の推移

令和元（2019）年度から令和５（2023）年度までの過去５年間の公共下水道事業における営業収益に影響を与える①処理区域内人口・②水洗化人口・③水洗化率※・④下水道普及率の推移は次のとおりです。

① 処理区域内人口（人）

処理区域内人口とは下水道等の整備が進み、生活排水を処理できるようになった人口です。

② 水洗化人口（人）

水洗化人口とは水洗便所を設置・使用していて、生活排水を適切に処理している人口です。

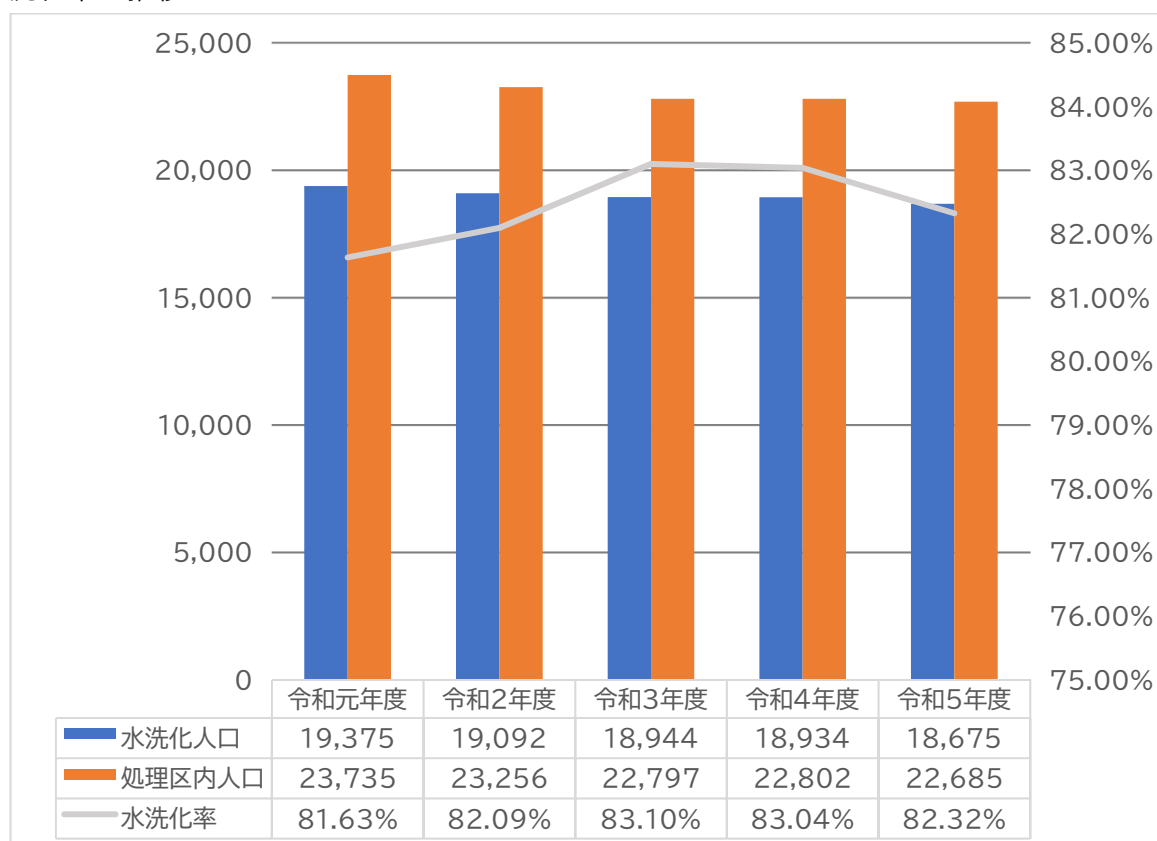
③ 水洗化率（％）

水洗化率とは①下水道処理区域※内人口のうち、実際に排水設備等を設置し、下水道を利用している②水洗化人口の割合です。

④ 下水道普及率（％）

下水道普及率とは行政区域内人口のうち、実際に下水道を利用できる環境にある①処理区域内人口の割合です。

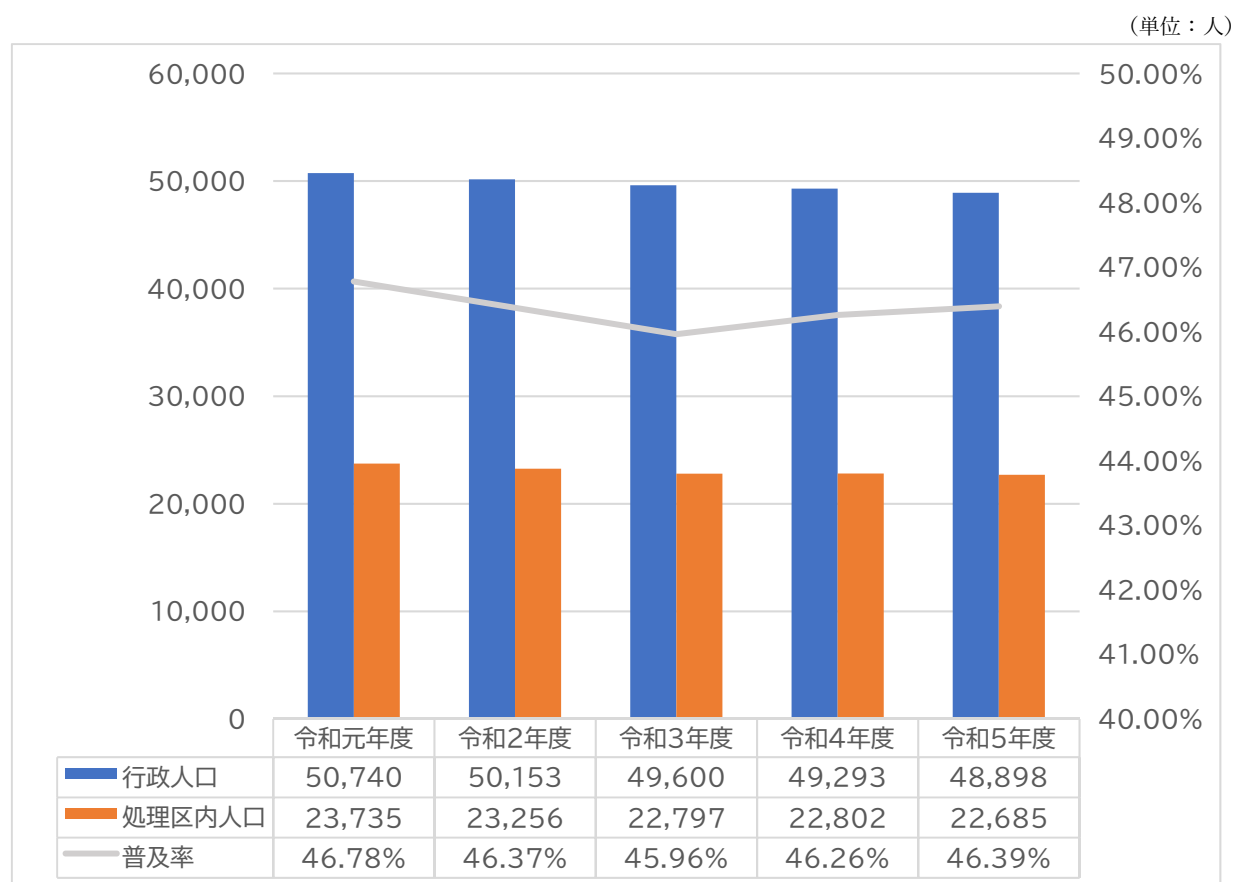
◇水洗化率の推移



また、水洗化率の全国平均及び県平均は以下になります。

水洗化率					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幸手市	82.03%	82.09%	83.10%	83.04%	82.32%
全国平均	95.35%	95.57%	95.72%	95.82%	95.91%
県平均	96.38%	96.06%	96.18%	96.33%	96.25%

◇下水道普及率の推移



※決算統計より算出

また、下水道普及率の全国平均及び県平均は以下になります。

下水道普及率					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幸手市	46.55%	46.37%	45.96%	46.26%	46.39%
全国平均	79.20%	79.60%	80.10%	80.40%	81.30%
県平均	82.62%	82.96%	83.42%	83.60%	83.78%

本市の公共下水道事業の処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率・下水道普及率は次のとおりです。

水洗化人口は令和元（2019）年度以降、処理区域内人口の減少に伴い微減となっております。水洗化率は未普及地区の整備を進めていますが、人口減少等の影響もあり令和3（2021）年度以降は微減となっております。

下水道普及率は、全国平均・県平均と比較しても著しく低い水準となっているため、引き続き未普及地区への整備工事を実施し、改善する必要があります。

（４）汚水処理水量・有収水量・有収率の推移

令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの過去5年間の決算統計より、公共下水道事業における営業利益に影響を与える①年間汚水処理水量・②年間有収水量・③有収率の推移は次のとおりです。

① 年間汚水処理水量（ m^3 ）

年間総処理水量とは1年間における汚水処理水量の合計です。

② 年間有収水量（ m^3 ）

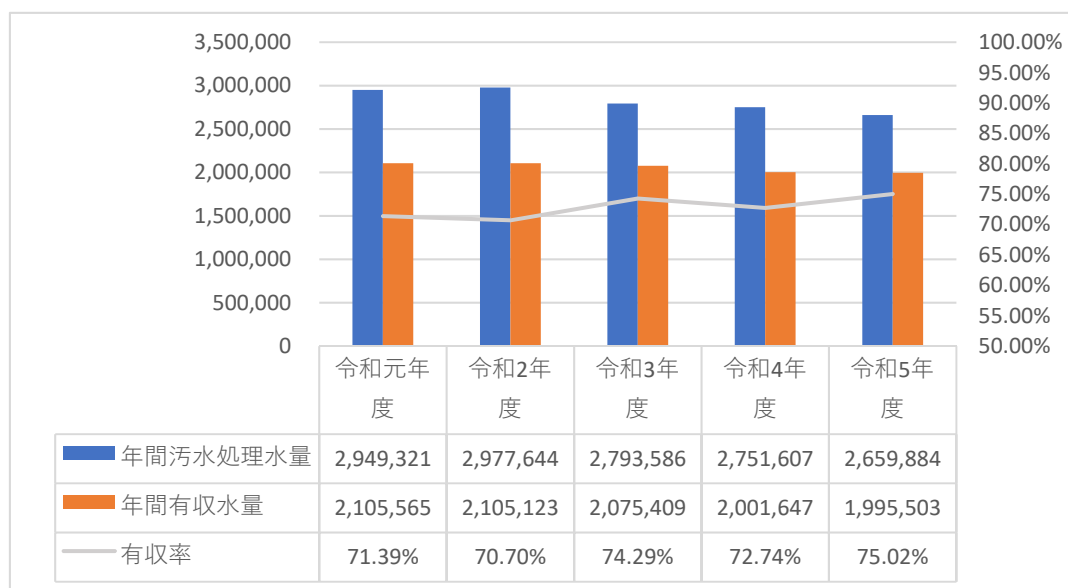
年間有収水量とは1年間における下水処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量です。

③ 有収率（％）

有収率とは①年間汚水処理水量のうち②年間有収水量の割合です。有収率が低いほど、使用料徴収の対象とすることができない不明水※が多く、非効率的であることを示しています。

◇有収率の推移

（単位： m^3 ）



※決算統計より算出

また、有収率の全国平均及び県平均は以下になります。

有収率					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幸手市	71.39%	70.70%	74.29%	72.74%	75.02%
全国平均	80.40%	80.40%	80.40%	81.20%	80.50%
県平均	80.92%	82.30%	85.07%	85.92%	87.43%

本市の公共下水道事業の汚水処理水量・有収水量・有収率は次のとおりです。

年間汚水処理水量は令和2年度以降減少しており、それに伴い年間有収水量も減少傾向にあります。有収率は令和2（2020）年度に減少しましたが以後回復し、令和5（2023）年度には令和3（2021）年度以上の水準となりました。

有収率については、全国平均及び県平均と比較すると、大きく水準を下回っており、改善が必要です。

管路が老朽化すると不明水が増加し、有収率が低下するだけでなく、管路の腐食やそれに起因する地盤劣化の要因にもなります。

令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した大規模災害を踏まえた下水道の危機管理のためにも、計画的な管路の修繕^{*}を行っていくことが必要です。

(5) 面整備率の推移

令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度までの過去 5 年間の決算統計より、公共下水道事業における営業利益等に影響を与える①面整備率・②整備面積の推移は次のとおりです。

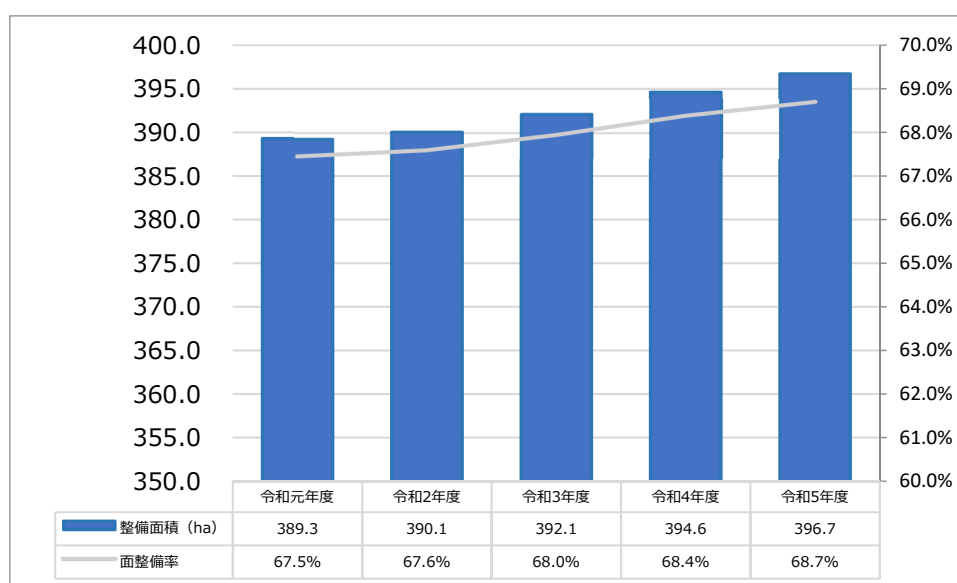
① 面整備率（％）

面整備率とは、計画面積に対する処理区域内面積の割合です。ここでは、本市の計画決定区域である 577ha を分母とし、処理区域内面積を割り、面整備率を算出しています。

② 整備面積（ha）

整備面積とは計画面積のうち、実際に整備された処理区域内面積を指します。

（単位：ha）



本市の公共下水道事業の面整備率は次のとおりです。

本市では、未普及地区への整備を進めるなど、着実な面積整備を進めてきた結果、面整備率は公共下水道事業の供用開始以降、上昇を続けています。香日向地区の供用開始を予定している令和 11（2029）年度以降も、未普及地区の整備は続くため、面整備率は今後も上昇する見込みです。

（６）経営比較分析表による現状分析

経営比較分析表は総務省が推進する「見える化」の一環として、経営指標の経年比較や他公営企業（類似団体※平均）との比較等を行い、現状や課題等を的確に把握するとともに、経営状況をわかりやすく説明するために策定しているものであり、本市においても公共下水道事業の経営比較分析表を公表しています。

本戦略においては、経営比較分析表の指標のうち、①経常収支※比率・②経費回収率・③汚水処理原価・④水洗化率・⑤企業債残高対事業規模比率・⑥管渠老朽化率について分析を行います。

本戦略作成時点では令和 5(2023)年度末のものが最新であるため、本市における令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度の経年比較による分析と、令和 5(2023)年度における県内近隣団体を含む類似団体平均、全国平均と本市の経営指標を比較し分析しました。

本市の類似団体区分は Cb1 に該当します。以下の分析では県外を含む近隣団体から同型の類型区分の団体を選出し、経営比較分析表から各種指標を比較しました。

■類似団体区分一覧表

◇公共下水道事業 ※本市は Cb1 に該当

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
3 万人未満	75 人/ha 以上		Ca	2
	50 人/ha 以上	30 年以上	Cb1	28
		15 年以上	Cb2	17
		15 年未満	Cb3	5
	25 人/ha 以上	30 年以上	Cc1	164
		15 年以上	Cc2	135
		15 年未満	Cc3	14
	25 人/ha 未満	30 年以上	Cd1	141
		15 年以上	Cd2	176
		15 年未満	Cd3	12

■比較団体

	類型区分	比較団体
公共下水道事業	Cb1	杉戸町、宮代町、松伏町、大磯町、開成町

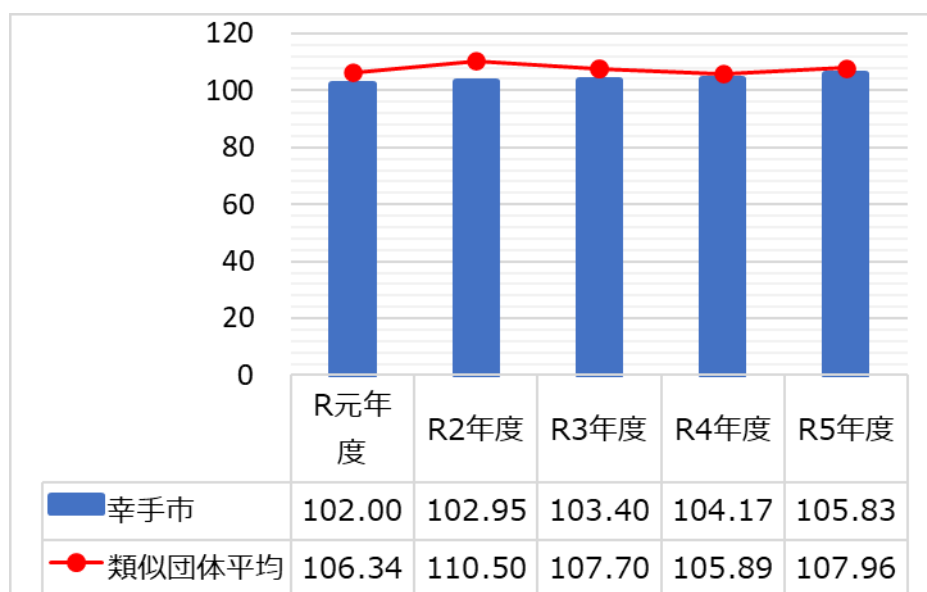
①経常収支比率（％）

基本算式：経常収益／経常費用×100

経常収支比率は、使用料収益や一般会計からの繰入金等の収益により、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要になります。

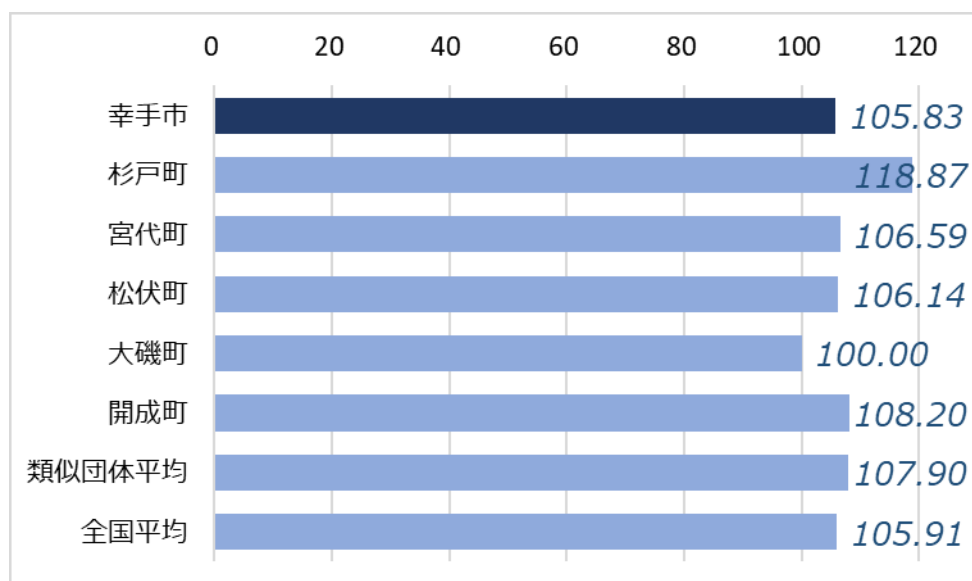
■経常収支比率 経年比較

（単位：％）



■経常収支比率 類似団体比較

（単位：％）



経常収支比率の分析ポイントは次のとおりです。

公共下水道事業の経常収支比率は全国平均数値と同程度の数値となっており、黒字の状況ですので経営状況は問題ないと言えます。一方でこの指標が100%以上であっても、本市の使用料収入は減少し続けており、一般会計からの繰入金があることで黒字が維持できている状況です。今後健全経営を続けていくための改善点を洗い出すなど分析が必要です。

② 経費回収率（％）

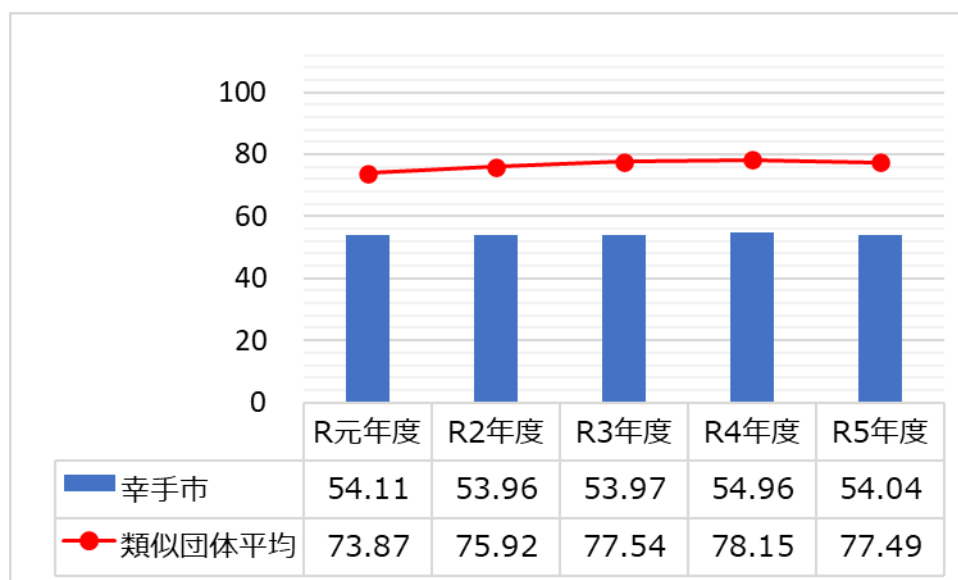
基本算式： $\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}^*} (\text{公費負担分を除く}) \times 100$

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

国土交通省の資料「下水道使用料の算定」によると、「下水道事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び、当該事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」としており、適正な経費負担区分を前提とした「独立採算の原則^{*}」が定められていることから、経費回収率が100%以上になることを求められています。

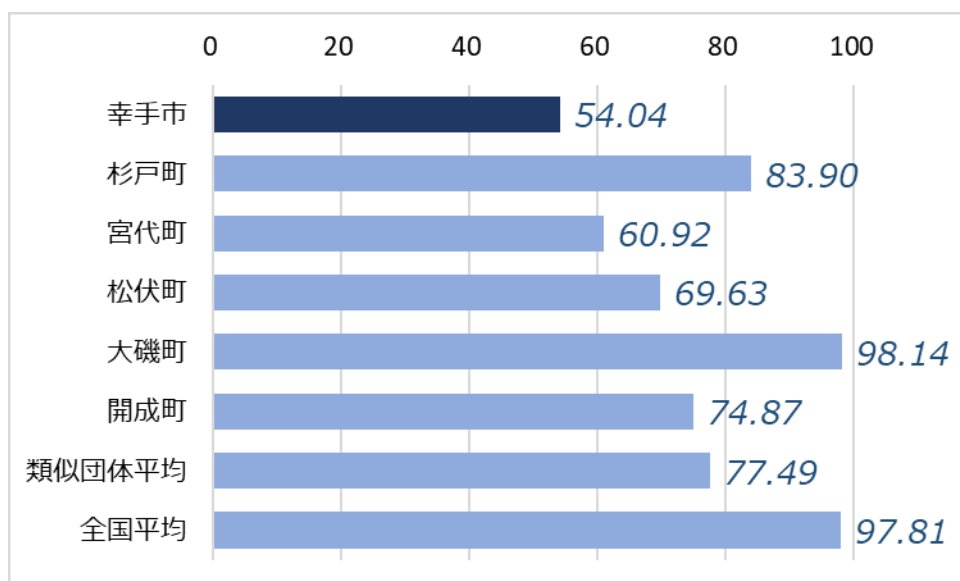
■経費回収率 経年比較

(単位：％)



■経費回収率 類似団体比較

(単位：％)



経費回収率の分析ポイントは次のとおりです。

公共下水道事業の経費回収率は類似団体や全国平均と比較しても最低水準の約 54%となっており、経費を使用料収入で賄えていない状況です。

要因として、本市は供用を開始した平成 3（1991）年度以降、一度も使用料の改定を行っていないことに加え、有収水量の減少の影響もあり、使用料収入が減少していることが挙げられます。

独立採算制の原則を遵守し、経費回収率を改善していくために、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減が必要です。

③ 污水处理原価（円）

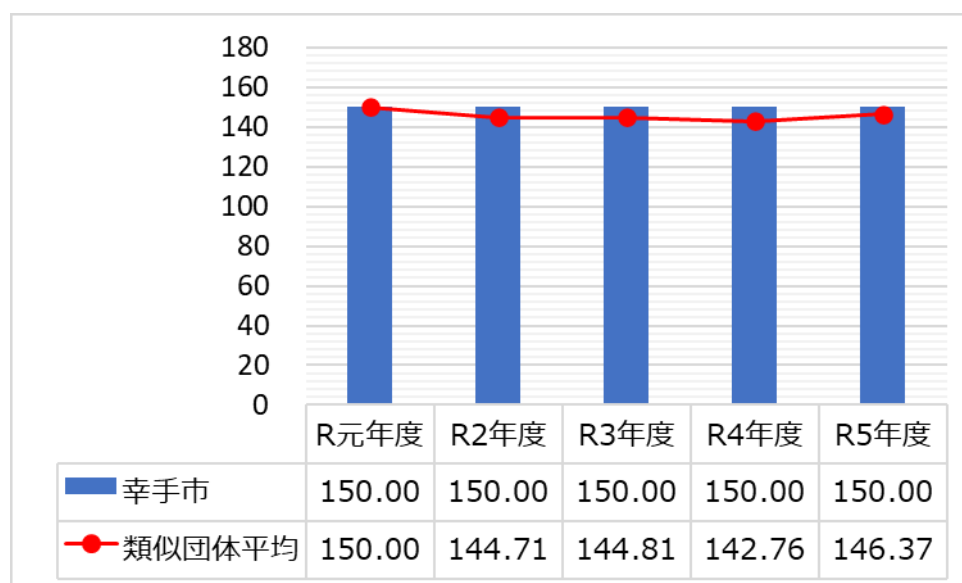
基本算式：污水处理費(公費負担分を除く)／年間有収水量

污水处理原価は、有収水量 1 m³あたりの污水处理に要した費用であり、污水資本費・污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表した指標です。

総務省が示す「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000 円／20 m³を前提として行われていることに留意すること」（公営企業の経営にあたっての留意事項について平成 26 年 8 月 29 日総務省公営企業課長通知）を基にし、污水处理原価も各自治体及び事業体に対して経営改善を求めています。

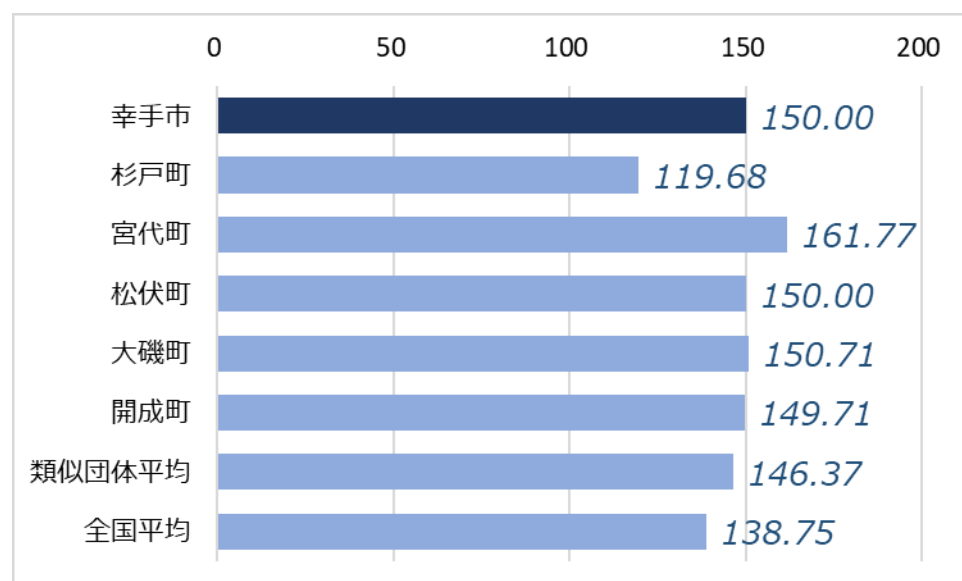
■ 污水处理原価 経年比較

(単位：円)



■ 污水处理原価 類似団体比較

(単位：円)



汚水処理原価の分析ポイントは次のとおりです。

汚水処理原価に関しては、例年 1 m³あたり 150 円を維持していますが、類似団体平均や全国平均と比較するとやや高い水準にあるといえますが、実際は汚水資本費として基準内繰入金を投入することで維持できている状況です。

また、本市の公共下水道事業は中川流域下水道へ接続しているため、汚水処理原価は埼玉県が定める流域下水道管理運営費負担金の影響を受けますが、流域下水道管理運営費負担金は令和 7（2025）年度 4 月より 1 m³あたり 40 円から 43 円へ 7.5%値上げされます。その後も 5 年に一度、単価の見直しがあり、汚水処理にかかる水量単価が今後更に値上がりした場合は、その分を一般会計からの基準内繰入金に頼らざるを得なくなり、より一般会計が圧迫されることが想定されます。

④ 水洗化率（％）

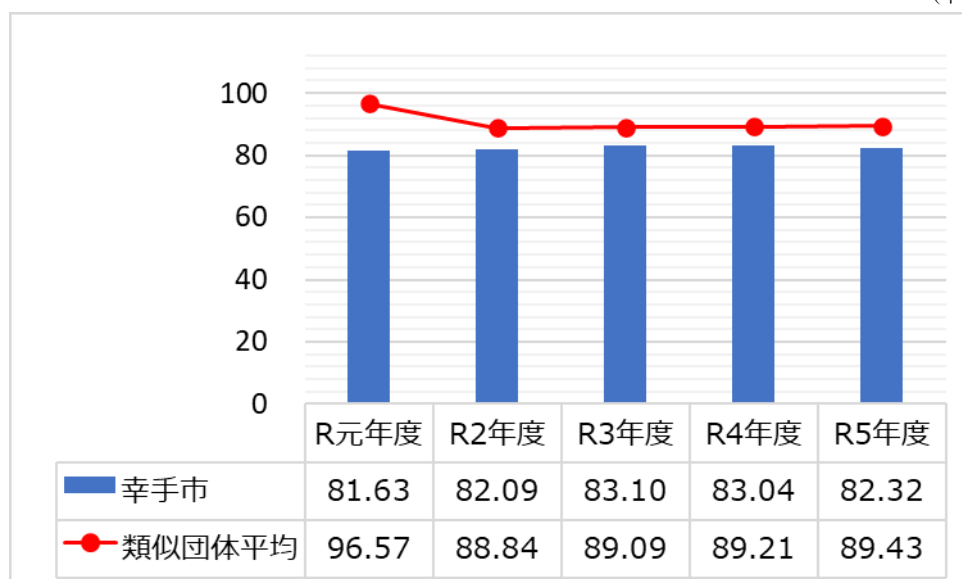
基本算式：現在水洗化人口／現在処理区域内人口

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している水洗化人口の割合を表した指標です。

公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいとされています。収入増加に繋がる項目のため 100%未満である場合、整備済地域に対する未接続者への下水道接続の取組が必要です。

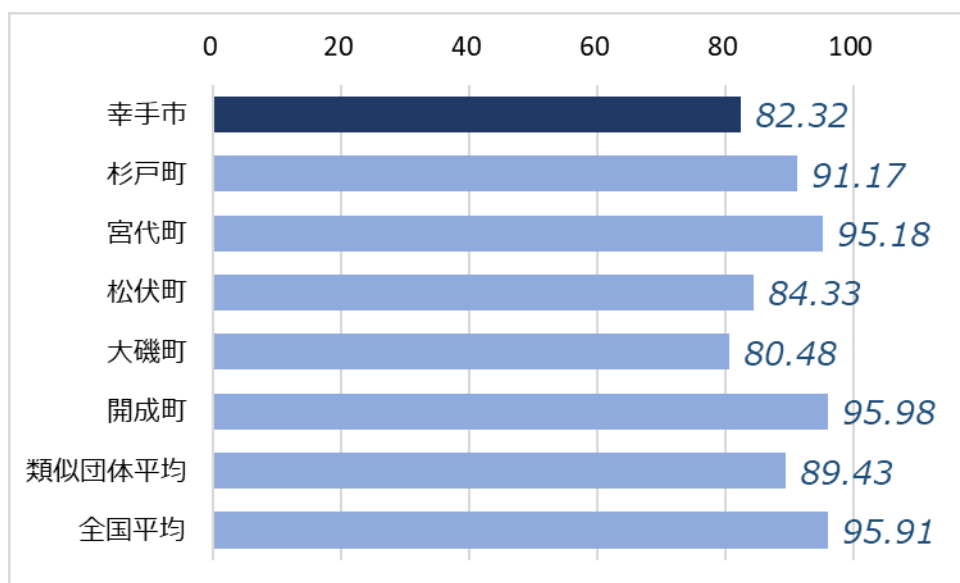
■水洗化率 経年比較

（単位：％）



■水洗化率 類似団体比較

(単位：％)



水洗化率の分析ポイントは次のとおりです。

本市では、下水道未普及地区の整備を進めていますが、人口減少等の影響もあり令和3(2021)年度以降、水洗化人口が微減傾向にあり、それに伴い水洗化率も減少となっております。

また、本市の水洗化率は類似団体平均や全国平均と比較しても低い水準となっているため、今後はこの水洗化率を引き上げていくことが必要になってきます。

汚水処理の適切な実施や地域のさらなる環境衛生向上のためにも継続して水洗化を促していく必要があります。

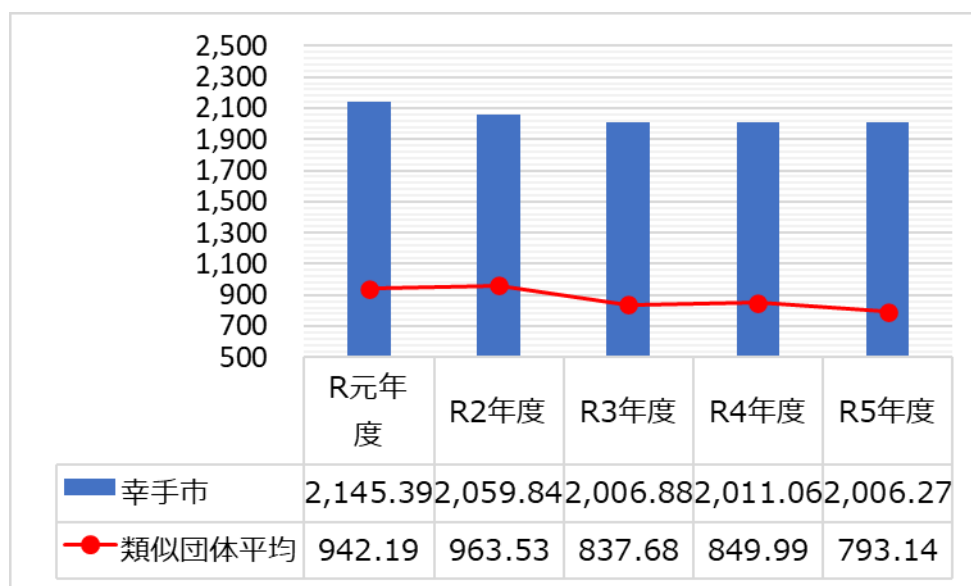
⑤企業債残高対事業規模比率（％）

基本算式：(企業債現在残高－一般会計負担額)／(営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金)×100

企業債残高対事業規模比率とは、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。この比率が高い場合は、投資規模は適切か、使用料規模は適切かといった分析を行い、適切な経営改善を図っていく必要があります。

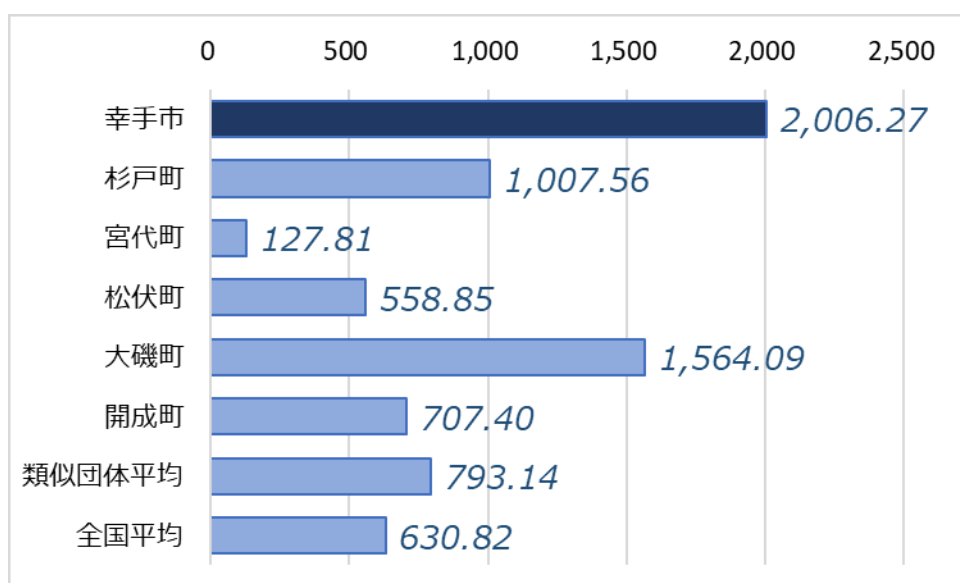
■企業債残高対事業規模比率 経年比較

(単位：％)



■企業債残高対事業規模比率 類似団体比較

(単位：％)



企業債残高対事業規模比率の分析ポイントは次のとおりです。

公共下水道事業の企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較しても最も高い水準となっており、全国平均と比較しても約3倍の水準となっています。

本市は前述のとおり未普及地区の整備を実施していますが、建設改良資金の原資となる内部留保が少なく、企業債に頼っている状況です。

未普及地区の整備を始めとした必要な投資を維持していくためにも、適正な使用料収入の確保が必要です。

⑥管渠老朽化率（％）

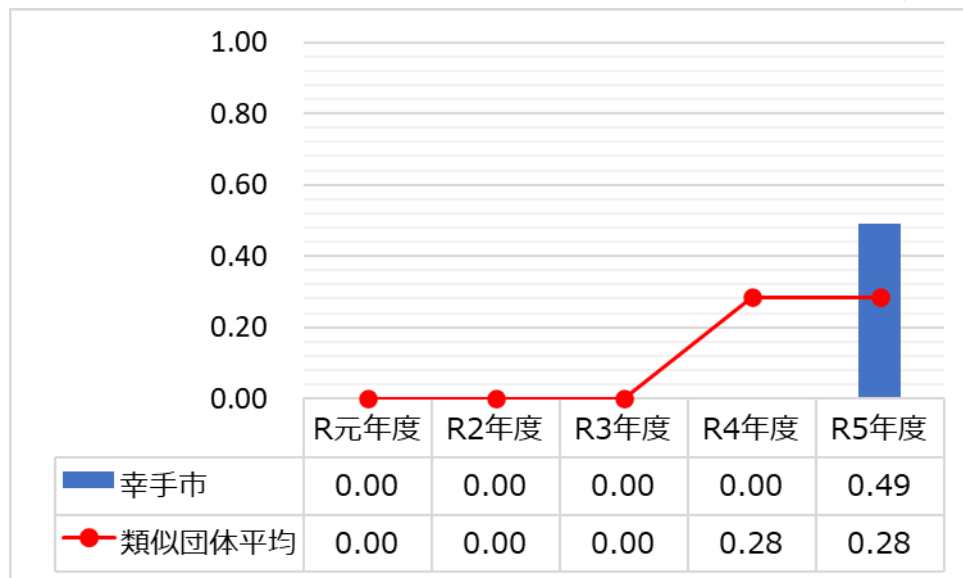
基本算式：法定耐用年数※を超過した管渠延長／下水道布設延長×100

管渠老朽化率は、法定耐用年数を超過した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示すものです。

指標において、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を超過した管渠を多く保有していると言え、数値が低い場合であっても将来的には耐用年数に達することから、改築・更新時期を迎える管渠が増加すること等が考えられるため、設備の回復・予防保全のための修繕や事業の平準化を図り、計画的な維持管理や改築更新に取り組む必要があります。

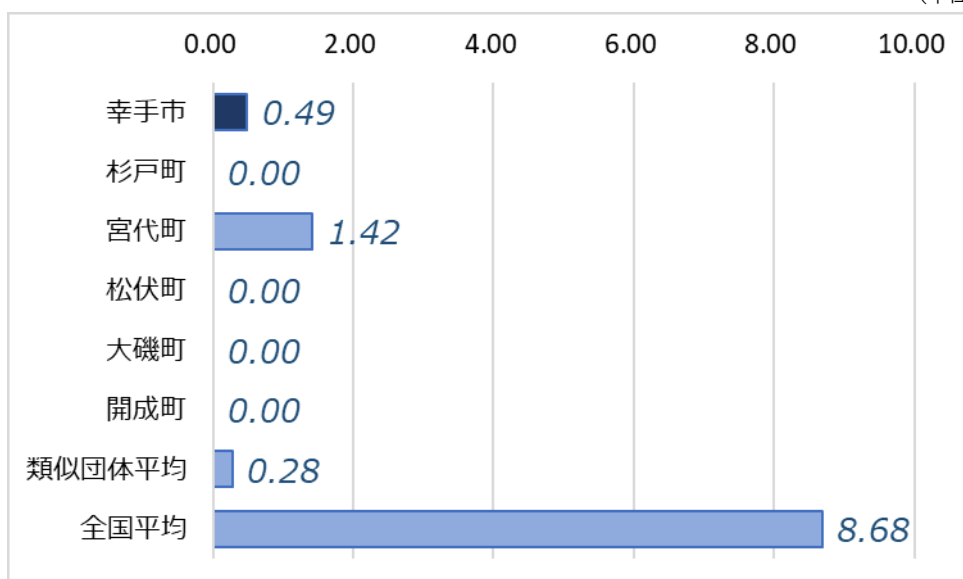
■管渠老朽化率 経年比較

（単位：％）



■管渠老朽化率 類似団体比較

（単位：％）



管渠老朽化率の分析ポイントは次のとおりです。

本市は、令和 4（2022）年度までは管渠老朽化率は 0.00%で推移していましたが、緑台地区において、耐用年数 50 年を超える管渠が発生し始めたことにより、令和 5（2023）年度に老朽管延長 522m、管渠老朽化率 0.49%が初めて発生し、令和 6（2024）年度には老朽管延長 7,462m、管渠老朽化率 7.03%に上昇することになりました。

本市では、以後も耐用年数を迎える施設等が増加し、施設の老朽化が進行していくことが見込まれるため、今後ストックマネジメント[※]計画を策定し計画的に老朽管の更新を進めていくことが必要です。

（６）経営比較分析表を踏まえた本市の課題

本市の課題

① 経費回収率の改善-1

例年、本市の経費回収率は 100%を大きく下回っており、経費を使用料で賄えていない状況です。一方で、経常収支比率が 100%を超えている理由は、一般会計からの繰入金により黒字を保っているからであり、基準内繰入金を減少させ、経費回収率を向上させることが足元の課題です。

② 経費回収率の改善-2

また、経費回収率が下回る要因として、使用料単価[※]が低いことも挙げられます。使用料収入を有収水量で割り返した 1 m³あたりの使用料単価の令和 5(2023)年度の全国平均は 136.33 円となっているのに対し、幸手市の使用料収入は 1 m³あたり 81.06 円[※]と、幸手市の使用料単価は低い水準にあります。収益の改善のためには、効率的な事業運営に適した使用料単価を設定していく必要があります。

③ 污水处理原価の増加

本市では、公共下水道事業は流域下水道へ接続しているため、污水处理原価の増減は埼玉県が定める流域下水道管理運営費負担金に影響されます。令和 7（2025）年度より流域下水道管理運営費負担金単価が対象水量 1 m³あたり 40 円から 43 円へ 7.5%の値上げに伴い污水处理原価も増加し経費が増加する見込みです。

全国的にも流域下水道管理運営費負担金は増加傾向であり、今後も動力費、光熱水費、燃料費の高騰やその他物価上昇等を鑑みると、污水处理原価の更なる高騰も予想されます。将来の値上げに対応できる余力を持つためにも、収益の改善が必要であると考えられます。

④ 未普及地区の整備と水洗化率の向上

前述のとおり、現在、本市では未普及地区の整備工事を進めておりますが、令和 5(2023)時点の面整備率は 68.7%となっており、現在の都市計画決定区域の整備を着実に進め、未整備地区の解消を進める必要があります。

また、令和 5(2023)年度の本市の水洗化率は 82.32%となっておりますが、未普及地区である香日向地区の整備工事の完了が予定されている令和 11（2029）年度以降は水洗化率は向上していく見込みです。地域環境衛生の向上や使用料収入を増加させるためにも接続の普及・促進に対する取組を実施していく必要があります。

⑤ 老朽化管渠等の更新

現在、本市では、「幸手市生活排水処理基本計画」に基づき、生活排水対策を計画的に進めていますが、本市の管渠をはじめとする施設等は、老朽化が進み、緑台地区では耐用年数 50 年を過ぎた管渠も発生し始めているのが現状です。管渠の老朽化が進むと、不明水が増加し、適切な使用料を徴収することができなくなるだけでなく、管路の腐食やそれに起因する地盤劣化の要因にもなりえます。令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した大規模災害を踏まえた下水道の危機管理のためにも、今後ストックマネジメント計画を策定し、設備の長寿命化や適切な維持管理を図り、計画的な管路の修繕を行う必要があります。

⑥ 事業規模の適正化

現在の下水道計画区域は、コスト比較の結果、下水道で整備することが効率的な区域として設定されているが、今後の人口減少等の要因により、効率的な区域は変化していくことが想定されます。そのため、下水道計画区域を定期的に見直し、事業規模の適正化を図っていく必要があります。

※令和 5 年度経営比較分析表の数値に基づく

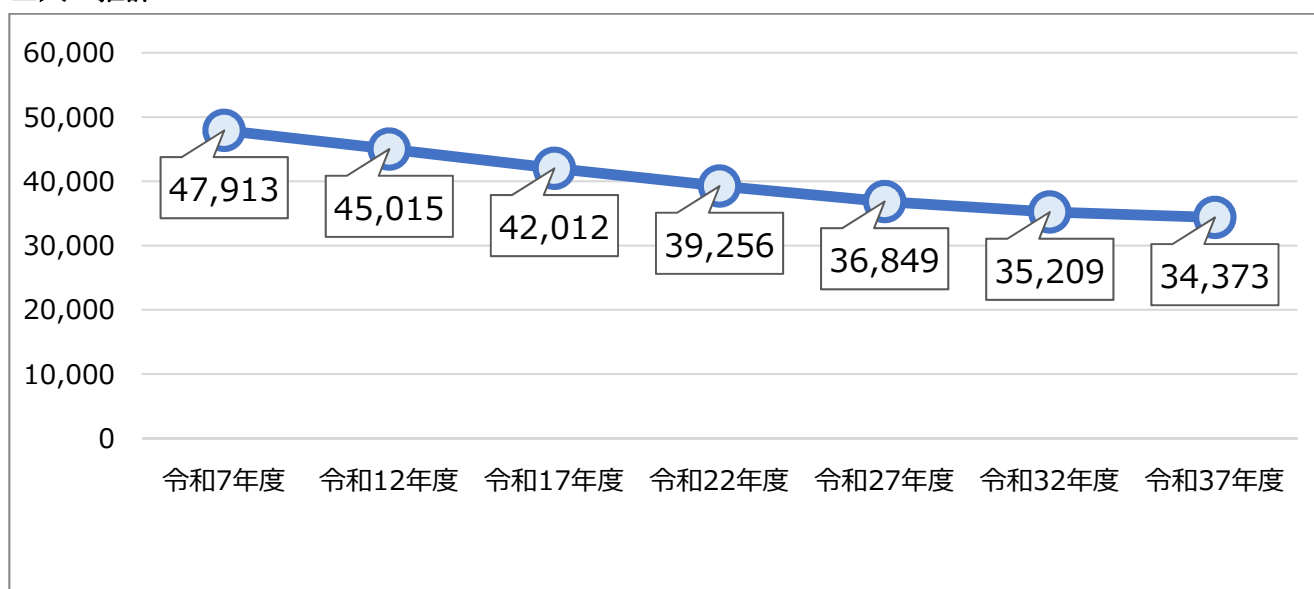
第4章 将来の事業環境

1. 将来の事業予測

(1) 下水道利用人口の予測

「幸手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」によると、本市の将来人口予測は下表のとおりです。令和7（2025）年度の47,913人と30年後の令和37（2055）年度の34,373人を比較すると13,540人（△28.3%）減少する見通しです。

■人口推計



※幸手市まち・ひと・しごと創生総合戦略（R4年10月改定）

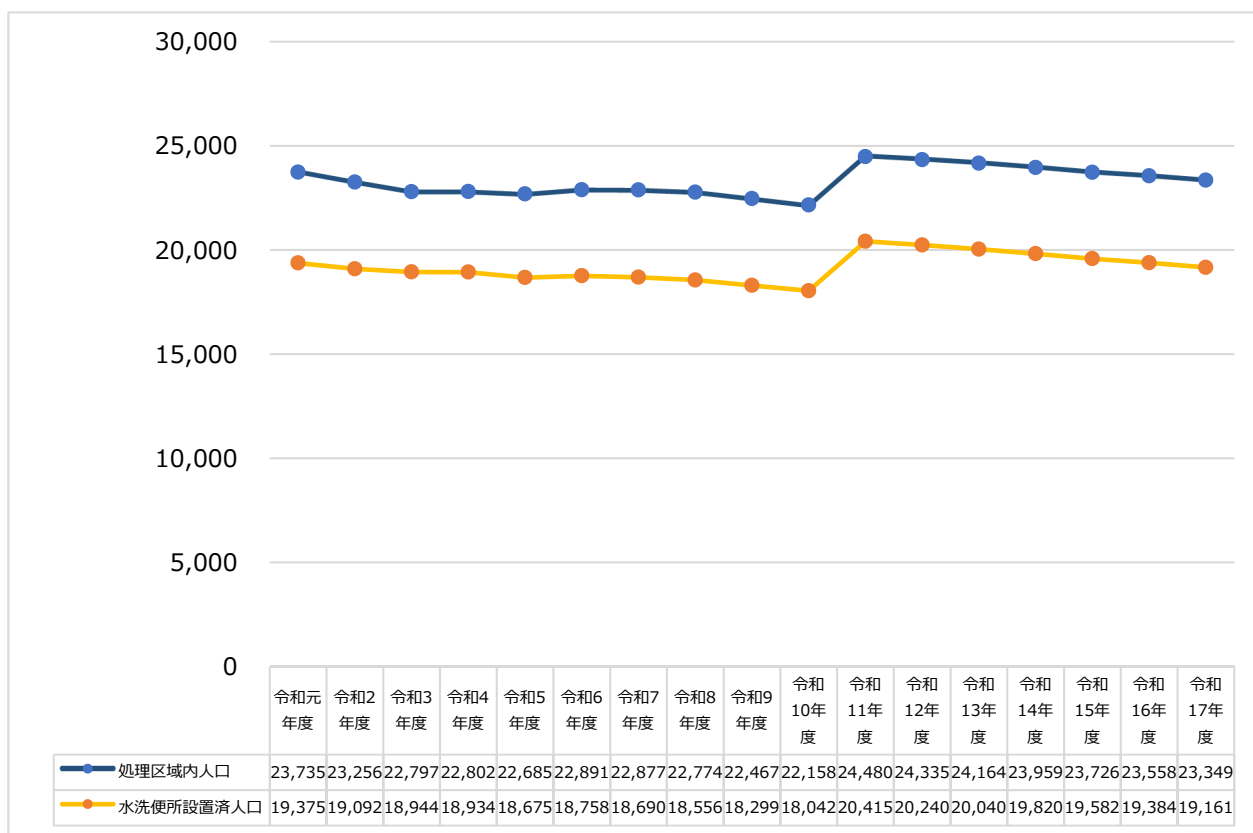
今回、将来人口予測に基づき、事業別で処理区域内人口と水洗化人口を予測しました。公共下水道事業の処理区域では、未普及地区である香日向地区において新設工事を行っており、工事が完了する令和11（2029）年度では処理区域内人口、水洗化人口共に増加しますが、その後は人口減少に伴って減少していくと予想されます。

また、現在の下水道計画区域は、コスト比較の結果、下水道で整備することが効率的な区域として設定されていますが、上図の人口減少等により、効率的な区域は変化していくと想定されるため、下水道計画区域を定期的に見直し、事業規模の適正化を図っていきます。

■処理区域内人口と水洗化人口 推計

◇公共下水道事業

(単位:人)

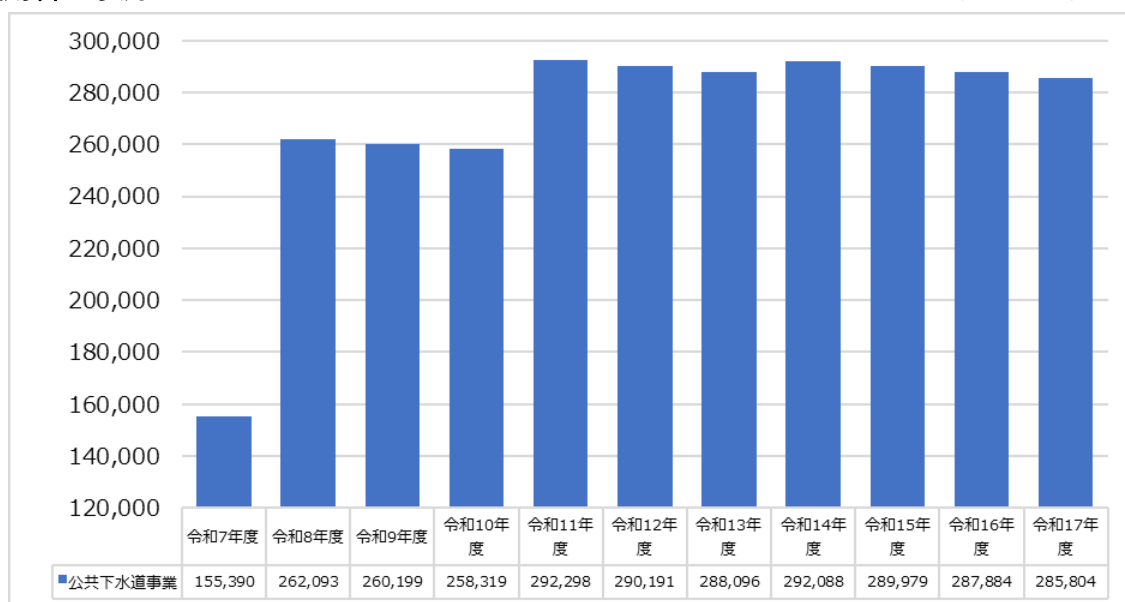


(2) 使用料収入の予測

水洗化人口から将来の使用料の推移を予測しました。なお、使用料は、前述の審議会の結果に基づき、令和8(2026)年度4月から改定予定後の使用料を採用しています。

■使用料 予測

(単位:千円)



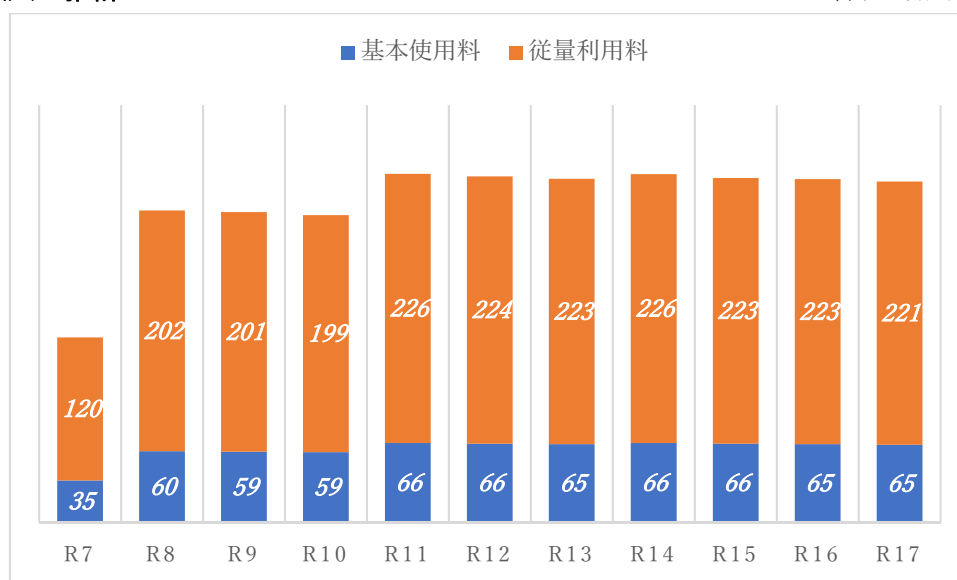
総有収水量の算出結果を基に、一般汚水及び公衆浴場それぞれについて使用料収入を推計し、両者の合計値を使用料収入としました。

使用料収入の推移は、水洗化人口及び総有収水量の推移と連動しています。令和 8（2026）年度に使用料改定を実施後は 262 百万円となる見込みです。その後、令和 11（2029）年度には香日向地区の接続によって 292 百万円に一時的に増加しますが、以降再び減少に転じ令和 16（2026）年度は 288 百万円となる見込みです。なお、令和 8 年度時点において、一般汚水の使用料収入 262 百万円のうち、基本使用料は 23％（60 百万円）、従量使用料は 77％（202 百万円）となっています。

このように、今後も下水道整備を継続し、公共下水道が利用可能な市内面積は拡大し続けますが、人口減少により使用料収入の減少傾向が継続すると予想されます。

■使用料収入の推計

（単位：百万円）



2. 投資と財源の予測

(1) 今後の事業の予定

本市では、今後、未普及地区の整備や老朽化対策等を予定しています。

上記を踏まえて、令和 17（2035）年度までの工事予定をまとめました。工事費用として約 37 億円を想定します。本戦略においては、今後の投資予定（計画）を策定し、同数値を基に投資予測とします。

■投資計画（建設改良費推計）

（単位：千円）

◇公共下水道事業

工事内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)
建設工事計画	510,743	420,209	586,791	290,549	322,713
合計	510,743	420,209	586,791	290,549	322,713

工事内容	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	(2035)
建設工事計画	307,782	163,665	147,263	416,437	448,618
合計	307,782	163,665	147,263	416,437	448,618

(2) 投資・財源の予測

令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの今後 10 年間の建設改良費と主な財源（企業債・国庫補助金）については以下のとおりです。企業債と国庫補助金で充当しきれない部分は工事負担金や繰入金等で補填していきます。

■主な財源計画

（単位：千円）

◇公共下水道事業

財源内訳	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)
企業債	233,500	195,100	339,000	122,800	129,800
国庫補助金	182,000	139,000	170,500	64,500	71,500
工事負担金	10,601	6,276	3,126	4,726	5,076
その他	84,642	79,833	74,165	98,523	116,337
合計	510,743	420,209	586,791	290,549	322,713

財源内訳	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	(2035)
企業債	125,300	53,100	53,400	182,400	184,200
国庫補助金	66,500	10,000	10,000	125,500	127,000
工事負担金	4,826	1,001	1,001	7,776	7,851
その他	111,156	99,564	82,862	100,761	129,567
合計	307,782	163,665	147,263	416,437	448,618

3. その他の予測

(1) 経費の予測

維持管理費は、過去5年間はほぼ横ばいで推移しています。今後は物価上昇による経費の増加、また経年劣化による施設等の修繕費の増加が想定されます。

なお、「2020年基準 消費者物価指数 全国 2024年(令和6年)3月分及び2023年度(令和5年度)平均」の物価上昇の状況は以下のとおりです。

■概況 (2023年度(令和5年度)平均)

- (1) 総合指数は2020年を100として106.3
前年度比は3.0%の上昇
- (2) 生鮮食品を除く総合指数は105.9
前年度比は2.8%の上昇
- (3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は105.3
前年度比は3.9%の上昇

■総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合の指数及び前年度比

		2020年=100												
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
総 合	指 数	94.6	94.4	95.2	98.0	98.2	98.2	98.9	99.6	100.1	99.9	100.0	103.2	106.3
	前年度比 (%)	-0.1	-0.3	0.9	2.9	0.2	-0.1	0.7	0.7	0.5	-0.2	0.1	3.2	3.0
生 鮮 食 品 を 除 く 総 合	指 数	95.2	95.0	95.8	98.5	98.5	98.2	98.9	99.7	100.3	99.9	99.9	103.0	105.9
	前年度比 (%)	0.0	-0.2	0.8	2.8	0.0	-0.2	0.7	0.8	0.6	-0.4	0.1	3.0	2.8
生鮮食品及び エネルギーを 除 く 総 合	指 数	95.2	94.8	95.0	97.5	98.4	98.8	99.0	99.3	100.0	100.0	99.2	101.4	105.3
	前年度比 (%)	-0.6	-0.5	0.2	2.6	1.0	0.3	0.2	0.3	0.6	0.1	-0.8	2.2	3.9

※出典：2020年基準 消費者物価指数 総務省

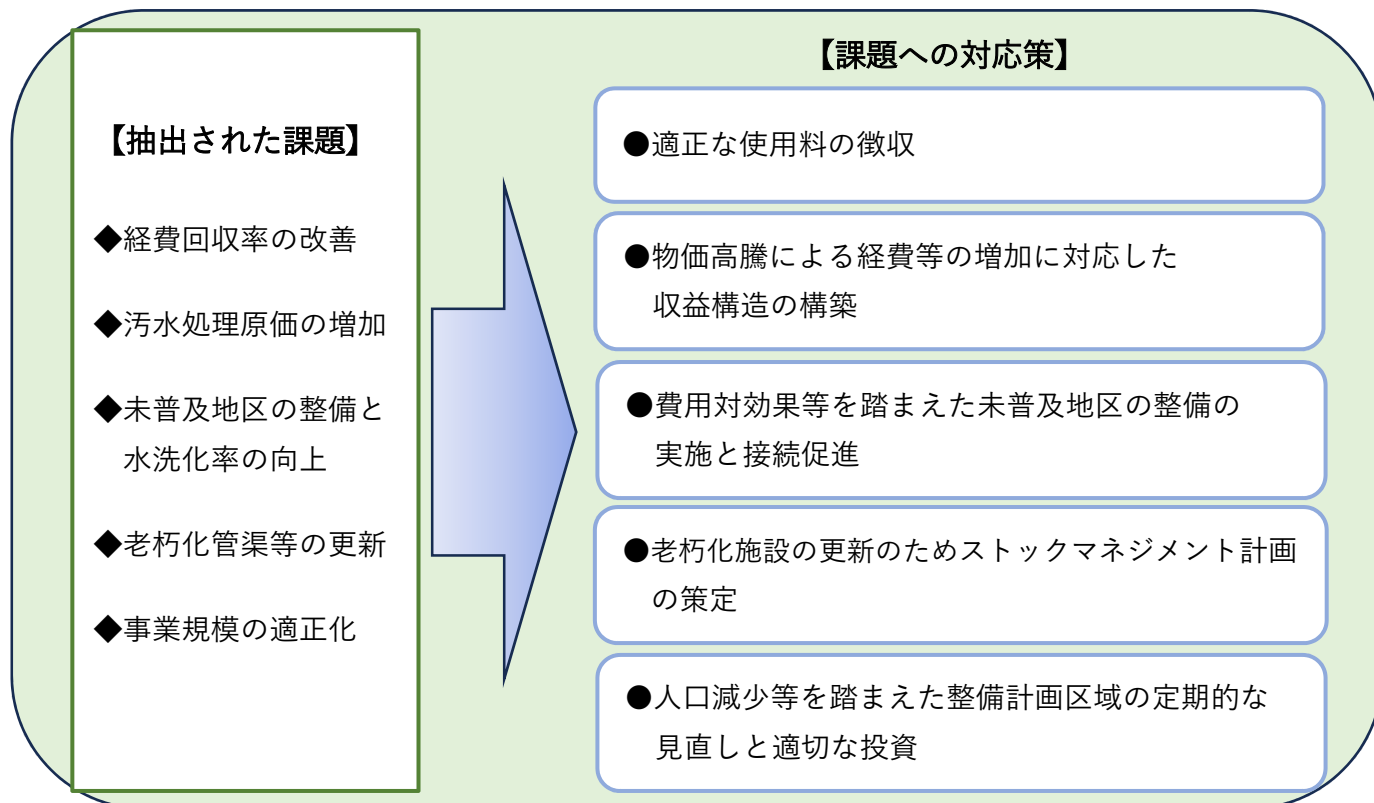
これらの指数から、物価が年々上昇していることがわかります。したがって、本戦略においても今後の経費に関しては、物価上昇に合わせて経費が増加していくことを考慮します。

(2) 流域下水道維持管理負担金

令和7年度より、中川流域下水道維持管理負担金の改定を予定しています。これにより、負担金単価は40円から43円と前年度比7.5%の増加となり、更なる負担増が予想されます。令和5年度実績で試算した場合は97,626千円が104,945千円となり、約7,300千円(税抜)の増加となります。また、本市は令和11(2029)年度香日向地区の供用開始により有収水量の増加を見込んでいるため、維持管理負担金の増加も考慮します。

4. 現状の課題への対応

これまで行ってきた検証に基づき、抽出された課題への対応策を整理すると以下のとおりです。



5. 経営の基本方針と目標

(1) 経営戦略の基本方針

① 経費回収率の向上と基準外繰入金の削減

公共下水道事業の運営においては、汚水処理に要する費用を使用料で賄うことが原則とされています（汚水私費の原則）。汚水私費の原則に基づく自律的な経営基盤を構築していくために、短期的な観点に加えて、中長期的な観点から適正な使用料水準を検討していきます。短期的な観点からは、基準外繰入金の削減による現金不足を補うことを目標として、使用料水準の検討を行います。また、中長期的な観点からは、本市における使用料収入・繰入金・企業債等の様々な財源の適正なバランスを検討したうえで、経費回収率の向上を目標として、使用料水準の検討を行います。

② 費用対効果等を踏まえた計画的な未普及整備の実施と接続促進

未普及整備に当たっては、今後の人口減少に伴う下水道利用者の減少を見据え、費用対効果や整備後の経済性・効率性を考慮して対象地区を選定したうえで、優先順位を定めて計画的に整備を実施していきます。また、既整備地区に加えて新規整備地区においても水洗化の普及啓発活動を実施し、水洗化率を向上させていきます。

③ 組織体制や業務分担の適正化

未普及整備と老朽化対策の双方に対応していくため、職員数を維持し、ノウハウや知識の継承を進めるとともに、効率的な組織体制・業務分担の構築に向けて組織のあり方の見直しを検討していきます。

(2) 経営目標

① 事業規模の適正化

「幸手市下水道事業審議会」の答申でも記載がありましたように、現在の下水道計画区域は、コスト比較の結果、下水道で整備することが効率的な区域として設定されているが、今後の人口減少等により、効率的な区域は変化していくと想定され、下水道計画区域を定期的に見直し、事業規模の適正化を図ります。

② 基準外繰入金の削減

公共下水道事業にかかる経費の負担区分は、雨水にかかる経費は公費負担、汚水にかかる経費は使用者負担とする「雨水公費・汚水私費」が原則とされ、公費負担部分の一般会計からの繰入れについては、国が年度ごとに基準を示しています。繰入金には、この基準に基づき繰り出される、主に雨水処理に要する経費に充てる基準内繰入金と、使用料の収入不足を補てんする運営補助のために繰り出される基準外繰入金があります。このうち、基準外繰入金は、下水道利用者（受益者）以外の非受益者を含む一般会計からの補填であるため、使用者負担の適正化・公平化と持続可能な独立採算による健全経営を実現するためにも、早急に削減を図る必要があります。

③ 経費回収率 100%以上の達成

下水道経営は、汚水処理費用の全てを使用料収入によって賄うことが基本原則（独立採算制の原則）とされています。令和5（2023）年度の経費回収率は公共下水道事業が54.04%です。不足している収入は、一般会計からの繰入金により賄われていることから、下水道使用料の改定による収入の確保と汚水処理費の削減により、経費回収率の向上を図る必要があります。

○独立採算制の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）

○雨水公費・汚水私費の原則

1. 雨水に係る経費 = 公費（税金）など

雨水は自然現象に起因するもので、雨水の排除は都市機能の保全につながるなど、効果が広く一般市民におよぶため。※現在、幸手市公共下水道事業では、雨水事業は行っていません。

2. 汚水に係る経費 = 下水道使用料

汚水を排出する人が特定でき、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人が特定されていることから、「受益者負担の原則」に照らし、公費（税金）で負担すべき経費を除き使用料で賄う。

第5章 投資・財政計画（シミュレーション）

1. シミュレーションの設定条件

投資事業に必要な財源を確保して、少なくとも「投資試算」と「財源試算」を均衡させなければ公共下水道事業を持続させることはできません。

本市の公共下水道事業は、現在未普及整備、老朽化対策等を行っていますが、将来は、施設更新がメインとなっていくと想定されます。計画的かつ効率的な更新を行い、場合によってはスペックダウンやダウンサイジングを図り、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること、③施設の統廃合により「投資の最適化」や「経営の効率化」を進め、投資費用の圧縮に努めます。

また、事業運営にかかる経常的なコストの削減の研究を行い、「経営の効率化」を図ります。そして「投資の最適化」や「経営の効率化」を進めつつ、事業を健全に持続するためには、不足する財源を確保する必要があります。赤字補填のための一般会計からの繰入金に頼るのではなく、公営企業会計の本旨である独立採算制の原則のもと、「下水道使用料金の見直し」も検討する必要があります。

そこで、投資・財政計画を策定するにあたり、地方公営企業法に基づき、減価償却費等を踏まえ、公営企業会計にあわせたシミュレーションを行いました。シミュレーションの設定条件については以下のとおりです。

■ 設定条件

項目		算出条件
収益的収入	営業収益	
	使用料収入	令和8（2026）年度以降は、使用料改定後の予測に基づき算出
	その他	令和7（2025）年度以降は、過去実績により将来予測を試算
	営業外収益	
	補助金	
	他会計補助金	本市の支給要件を基に収支不足分を試算の上で設定
	その他補助金	-
	長期前受金戻入	令和7（2025）年度以降は、過去の長期前受金戻入及び今後の投資に対する長期前受金戻入に基づき算出
	その他	主に消費税還付分。令和7（2025）年度以降は、過去実績を基に算出
収益的支出	営業費用	
	職員給与費	R6.R7 予算、R8 R1-R5の過去実績に1％増、R9以降は前年度1％増で試算
	給与	R6.R7 予算、R8 R1-R5の過去実績に1％増、R9以降は前年度1％増で試算
	その他補助金	R6.R7 予算、R8 R6.7の過去実績に1％増、R9以降は前年度1％増で試算
	経費	
	動力費	R6.R7 予算、R8 R1-R5の過去実績に1％増、R9以降は前年度1％増で試算
	光熱水費	R6.R7 予算、R8 R1-R5の過去実績に1％増、R9以降は前年度1％増で試算
	通信運搬費	R6.R7 予算、R8 R1-R5の過去実績に1％増、R9以降は前年度1％増で試算
	修繕費	R6.R7 予算、R8 R6.7の過去実績に1％増、R9以降は前年度1％増で試算
	委託料	R6.R7 予算、R8 R1-R5の過去実績に1％増、R9以降は前年度1％増で試算
	流域下水道管理運営費負担金	R6.R7 予算、R8-11 単価39円（税抜）、R12-16 単価41円（税抜）で算出
	その他	R6.R7 予算、R8 R1-R5の過去実績に1％増、R9以降は前年度1％増で試算
	減価償却費	令和7（2025）年度以降は、過去の減価償却及び今後の投資に対する減価償却に基づき算出
	営業外費用	
	支払利息	主に借入金利息、過誤納還付金。償還予定及び今後の投資に対する起債に基づき算出
	その他	令和7（2025）年度以降は、過去実績を基に算出
資本的収入	企業債	投資計画より算出
	資本費平準化債	資金不足分を借入
	他会計補助金	主に企業債償還に充当する繰入金として算出
	国県補助金	投資計画より算出
	工事負担金	過去実績を踏まえ算出
支出資本	建設改良費	投資計画より算出
	企業債償還金	償還予定及び今後の投資に対する起債に基づき算出
補填財源	損益勘定留保資金	令和7（2025）年度以降は、「減価償却費－長期前受金戻入」をベースとし充当可能分を算出
	利益剰余金処分額	前年度までの利益剰余金を補填財源不足時に充当
	その他	消費税資本的収支調整分
企業債残高		企業債残高＝前年度残高＋当年度企業債発行額－当年度企業債償還額

2. 投資財政計画（現状予測パターン）

（1）現状予測に基づく投資・財政計画

総務省が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」において「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方に基づき、今回の予測やシミュレーション設定条件については、令和17（2035）年度までの10年間で投資・財政計画を策定しました。

なお、下水道使用料は、令和6（2024）年度の幸手市下水道事業審議会での答申に基づき、令和8（2026）年度から使用料を63%引き上げるものとして、計画に反映します。

■収益的収支 現状予測に基づく投資・財政計画

◇幸手市公共下水道事業

63%改定

(単位：千円)

区 分		年 度	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	168,247	165,417	162,040	161,815	155,616	262,360	260,466	258,586	292,565	290,458	288,363	292,355	290,246	288,151	286,071
		(1) 料 金 収 入	168,030	165,024	161,770	161,686	155,390	262,093	260,199	258,319	292,298	290,191	288,096	292,088	289,979	287,884	285,804
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) 受 託 工 事 収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) そ の 他	217	393	270	129	226	267	267	267	267	267	267	267	267	267	267
	収 入	2. 営 業 外 収 益	511,986	519,624	524,518	538,052	553,425	598,213	604,025	618,550	613,269	633,469	640,877	642,724	643,049	639,712	633,740
		(1) 補 助 金	160,422	163,781	171,770	195,461	215,078	205,919	214,633	228,399	219,983	238,962	246,467	248,009	248,836	245,630	244,876
		他 会 計 補 助 金	160,422	163,781	171,770	195,461	215,078	205,919	214,633	228,399	219,983	238,962	246,467	248,009	248,836	245,630	244,876
		そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	347,819	352,610	349,235	339,348	333,435	388,630	385,728	386,487	389,622	390,843	390,746	391,051	390,549	390,418	385,200
収 支 出	収 益	(3) そ の 他	3,745	3,233	3,513	3,243	4,912	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664
		収 入 の 計 (C)	680,233	685,041	686,558	699,867	709,041	860,573	864,491	877,136	905,834	923,927	929,240	935,079	933,295	927,863	919,811
	支 出	1. 営 業 費 用	600,174	604,888	600,000	647,990	664,359	650,122	649,379	653,944	679,790	689,995	693,707	696,038	696,108	696,406	692,390
		(1) 職 員 給 与 費	32,630	25,208	26,642	35,221	34,582	35,669	31,981	32,022	31,934	32,904	33,808	33,604	33,463	33,145	33,312
		基 本 給	18,387	14,415	15,074	16,245	16,442	16,925	16,620	16,464	16,187	16,442	16,640	16,697	16,734	16,706	16,718
		退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	14,243	10,793	11,568	18,976	18,140	18,744	15,361	15,558	15,747	16,462	17,168	16,907	16,729	16,439	16,594
	(2) 経 費	費 用	160,880	170,394	157,539	190,079	203,690	180,984	180,970	180,968	195,471	201,408	201,299	201,204	201,122	201,055	209,704
		動 力 費	4,491	6,092	4,891	6,814	6,814	5,534	5,589	5,645	5,701	5,758	5,816	5,874	5,933	5,992	6,052
		光 熱 水 費	779	824	799	1,058	1,058	866	875	884	893	902	911	920	929	938	947
		通 信 運 搬 費	432	420	375	525	583	463	468	473	478	483	488	493	498	503	508
		修 繕 費	7,713	7,712	7,254	16,029	15,378	15,861	16,020	16,180	16,342	16,505	16,670	16,837	17,005	17,175	17,347
	(3) 減 価 償 却 費	材 料 費	12	12	12	127	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138
		委 託 料	33,233	41,038	33,939	42,587	46,678	38,815	39,203	39,595	39,991	40,391	40,795	41,203	41,615	42,031	42,451
		負 担 金	101,164	101,122	97,626	109,651	117,807	105,957	105,192	104,432	118,169	123,333	122,443	121,559	120,681	119,810	127,647
		そ の 他	13,068	13,186	12,643	13,288	15,234	13,488	13,623	13,759	13,897	14,036	14,176	14,318	14,461	14,606	14,752
		2. 営 業 外 費 用	57,241	52,717	48,707	45,907	44,593	45,544	45,425	45,188	47,292	46,272	45,532	44,718	43,023	37,127	37,880
	(4) 支 払 金	(1) 支 払 金	56,695	50,536	46,370	45,351	43,953	44,946	44,827	44,590	46,694	45,674	44,934	44,120	42,425	36,529	37,282
		(2) そ の 他	546	2,181	2,337	556	640	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598
		支 出 の 計 (D)	657,415	657,605	648,707	693,897	708,952	695,666	694,804	699,132	727,082	736,267	739,239	740,756	739,131	733,533	730,270
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	22,818	27,436	37,851	5,970	89	164,907	169,687	178,004	178,752	187,660	190,001	194,323	194,164	194,330	189,541
	特 別 損 失	特 別 利 益 (F)	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 別 損 失 (G)	143	15	34	90	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 143	△ 15	△ 34	△ 89	△ 89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	22,675	27,421	37,817	5,881	0	164,907	169,687	178,004	178,752	187,660	190,001	194,323	194,164	194,330	189,541
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	51,544	58,964	76,782	52,663	52,663	162,445	273,910	402,766	532,121	663,433	784,462	906,018	1,026,723	1,179,580	1,319,531

■資本的収支 現状予測に基づく投資・財政計画

◇幸手市公共下水道事業

(単位：千円)

年 度 区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(予 算)	(予 算)										
資本的収入 資本的支出	1. 企 業 債	119,400	213,700	172,400	267,600	422,100	233,500	195,100	339,000	122,800	129,800	125,300	53,100	53,400	182,400	184,200
	うち資本費平準化債					60,000										
	2. 他 会 計 出 資 金															
	3. 他 会 計 補 助 金	276,894	305,762	279,321	271,800	210,503	234,207	204,129	176,823	199,776	193,149	167,229	147,328	117,085	127,008	146,498
	4. 他 会 計 負 担 金															
	5. 他 会 計 借 入 金															
	6. 国（都道府県）補助金	46,015	100,000	20,360	86,240	115,428	182,000	139,000	170,500	64,500	71,500	66,500	10,000	10,000	125,500	127,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金															
	8. 工 事 負 担 金	21,992	20,269	6,759	5,962	8,944	10,601	6,276	3,126	4,726	5,076	4,826	1,001	1,001	7,776	7,851
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	464,301	639,731	478,840	631,602	756,975	660,308	544,505	689,449	391,802	399,525	363,855	211,429	181,486	442,684	465,549
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
	純 計 (A)-(B) (C)	464,301	639,731	478,840	631,602	756,975	660,308	544,505	689,449	391,802	399,525	363,855	211,429	181,486	442,684	465,549
	1. 建 設 改 良 費	247,405	389,408	281,654	466,308	583,437	510,743	420,209	586,791	290,549	322,713	307,782	163,665	147,263	416,437	448,618
	うち職員給与費	18,540	20,334	18,991	22,220	22,275	19,689	20,334	18,991	19,221	19,454	19,689	20,334	18,991	19,221	19,454
	2. 企 業 債 償 還 金	292,934	297,600	279,089	275,682	265,965	257,922	240,298	229,907	215,568	203,299	199,822	191,244	180,572	155,124	147,422
	3. 他会計長期借入返還金															
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金															
	5. そ の 他	1	1	0	1,001	2,814	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	540,340	687,009	560,743	742,991	852,216	768,665	660,507	816,698	506,117	526,012	507,604	354,909	327,835	571,561	596,040	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		76,039	47,278	81,903	111,389	95,241	108,357	116,002	127,249	114,315	126,487	143,749	143,480	146,349	128,877	130,491
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	75,156	38,975	75,630	94,085	65,387	44,839	50,700	54,467	62,763	64,840	67,854	70,179	70,974	71,788	64,174
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額				0		55,125	58,221	49,148	49,397	56,348	68,972	72,767	73,458	41,473	49,590
	3. 繰 越 工 事 資 金				0											
	4. そ の 他	883	8,303	6,273	17,304	29,854	8,393	7,081	23,634	2,155	5,299	6,923	534	1,917	15,616	16,727
計 (F)		76,039	47,278	81,903	111,389	95,241	108,357	116,002	127,249	114,315	126,487	143,749	143,480	146,349	128,877	130,491
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)																
企 業 債 残 高 (H)		3,800,248	3,716,348	3,609,659	3,602,716	3,758,851	3,734,429	3,689,231	3,798,324	3,705,556	3,632,057	3,557,535	3,419,391	3,292,219	3,319,495	3,356,273

■他会計繰入金 現状予測に基づく投資・財政計画

◇幸手市公共下水道事業

(単位：千円)

年 度 区 分		令和3年度 (決 算)	令和4年度 (決 算)	令和5年度 (決 算)	令和6年度 (予 算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		160,422	163,781	171,770	195,461	215,078	205,919	214,633	228,399	219,983	238,962	246,467	248,009	248,836	245,630	244,876
	うち基準内繰入金	160,422	163,781	171,770	195,461	215,078	205,919	214,633	228,399	219,983	238,962	246,467	248,009	248,836	245,630	244,876
	うち基準外繰入金															
資 本 的 収 支 分		276,894	274,504	279,321	271,800	210,503	234,207	204,129	176,823	199,776	193,149	167,229	147,328	117,085	127,008	146,498
	うち基準内繰入金	43,163	40,720	37,612	38,511	40,200	36,961	32,762	25,880	24,530	16,762	15,131	10,847	10,971	11,069	11,129
	うち基準外繰入金	233,731	233,784	241,709	233,289	170,303	197,246	171,367	150,943	175,246	176,387	152,098	136,481	106,114	115,939	135,369
合 計		437,316	438,285	451,091	467,261	425,581	440,126	418,762	405,222	419,759	432,111	413,696	395,337	365,921	372,638	391,374

3. 現状予測に基づく投資・財政計画の課題

(1) 現状予測パターンから見てくる課題

前項までの現状予測に基づく投資・財政計画の結果、今後 10 年間では以下の課題が浮き彫りとなります。

- ① 基準外繰入金の未解消
- ② 経費回収率が 100%に達しない

①基準外繰入金は、収益的収支分は基準内繰入金の分流式に要する経費分を補えますが、資本的収支では基準外繰入金が今後の 10 年平均で約 1 億 5 千万円前後を充当することになります。これは下水道利用者（受益者）以外の非受益者を含む一般会計からの補填であるため、使用者負担の適正化・公平化及び持続可能な独立採算による健全経営を実現するため、早急に削減を図る必要があります。

基準外繰入金とは、公益性の観点から、例外的に一般会計から公営企業会計に繰り出す経費のうち、総務省が示した繰出基準に合致しない経費を指します。

■根拠法令 地方公営企業法第 17 条の 2（経費の負担の原則）

第 17 条の 2

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

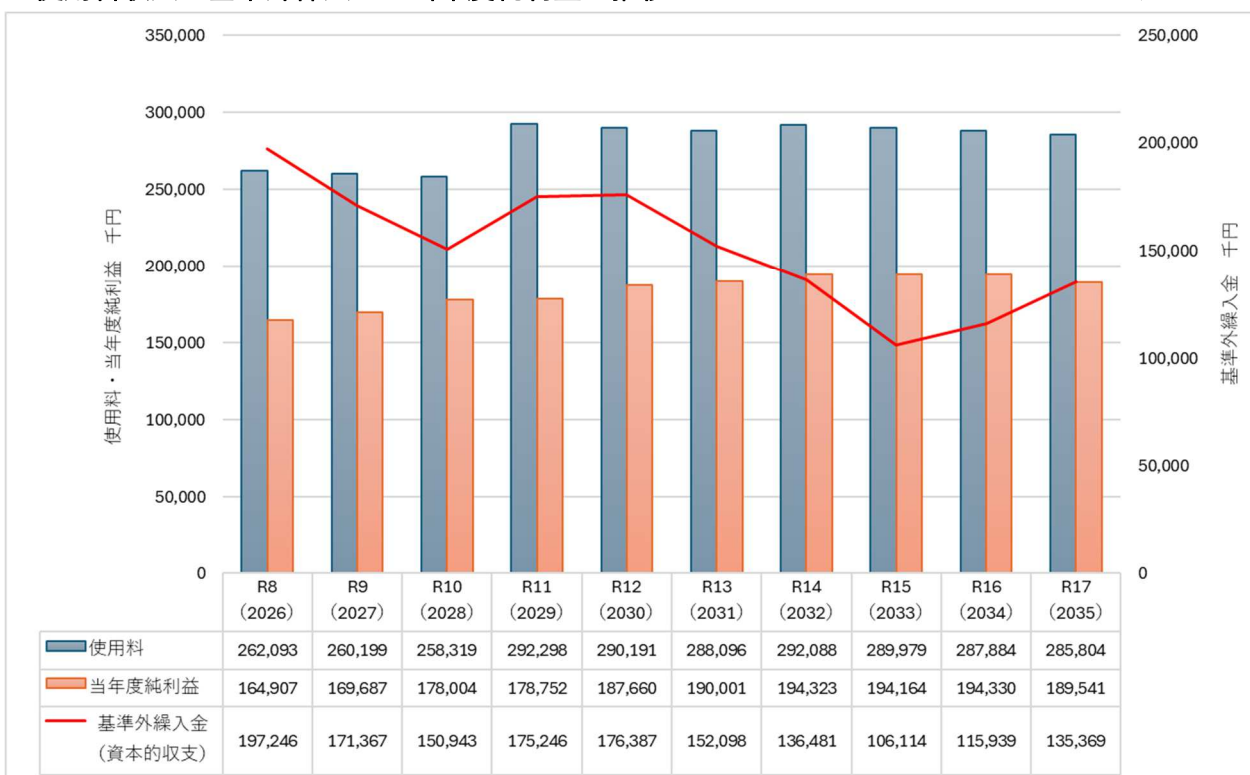
- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
 - 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されます。

また、公共下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則であります。汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担が可能です。それ以外のものは基準外繰入金とみなします。

■使用料収入・基準外繰入金・当年度純利益の推移

(単位：千円)



②経費回収率は、令和 12 (2030) 年度には 85.72% となります。今後物価高による経費増が続くと予測すると、収入の増加を改めて検討する必要があります。前頁における「独立採算制の原則」を満たしているかの指標が経費回収率で、本市では下表のように令和 8 (2026) 年度に使用料改定後も 100% には達しない状況です。

■使用料収入・污水处理費・経費回収率の推移

(単位：千円、%)



4. 収支改善のための投資財政計画

前項における検証の結果、現状予測に基づく投資・財政計画で想定される課題に対して、改善に向けた投資・財政計画を以下の条件で試算します。

シミュレーションパターンは次の2パターンを検討します。両パターンともに本戦略期間で2回の使用料改定を想定しています。

シミュレーションパターン①

令和13（2031）年度に下水道使用料を25.5%改定（経費回収率100%）

シミュレーションパターン②

令和13（2031）年度に下水道使用料を25.5%改定（経費回収率100%）、さらに資本的収支の基準外繰入金を同年度より30,000千円削減

現状予測に基づく投資・財政計画に対して上記年度で使用料改定を行い、経費回収率が100%達成するように試算しました。シミュレーションでは本戦略期間内で1回の使用料改定を想定しています。そのほかの条件は現状予測に基づく投資・財政計画と変更ありません。

■収益的収支 シミュレーションパターン①で使用料改定に基づく投資・財政計画

令和13（2031）年度に下水道使用料を25.5%改定（経費回収率100%）

◇幸手市公共下水道事業

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		（ 決 算 ）	（ 決 算 ）	（ 決 算 ）	（ 予 算 ）	（ 予 算 ）	63%改定					25.5%改定				（単位：千円）
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	168,247	165,417	162,040	161,815	155,616	262,360	260,466	258,586	292,565	290,458	333,433	338,050	335,610	333,188	330,783
	(1) 料 金 収 入	168,030	165,024	161,770	161,686	155,390	262,093	260,199	258,319	292,298	290,191	333,166	337,783	335,343	332,921	330,516
	(2) 雨 水 処 理 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 受 託 工 事 収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) そ の 他	217	393	270	129	226	267	267	267	267	267	267	267	267	267	267
	2. 営 業 外 収 益	511,986	519,624	524,518	538,052	553,425	598,213	604,025	618,550	613,269	633,469	633,744	635,493	635,871	632,585	626,664
	(1) 補 助 金	160,422	163,781	171,770	195,461	215,078	205,919	214,633	228,399	219,983	238,962	239,334	240,778	241,658	238,503	237,800
	他 会 計 補 助 金	160,422	163,781	171,770	195,461	215,078	205,919	214,633	228,399	219,983	238,962	239,334	240,778	241,658	238,503	237,800
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	347,819	352,610	349,235	339,348	333,435	388,630	385,728	386,487	389,622	390,843	390,746	391,051	390,549	390,418	385,200
収 益 的 支 出	(3) そ の 他	3,745	3,233	3,513	3,243	4,912	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664
	収 入 計 (C)	680,233	685,041	686,558	699,867	709,041	860,573	864,491	877,136	905,834	923,927	967,177	973,543	971,481	965,773	957,447
	1. 営 業 費 用	600,174	604,888	600,000	647,990	664,359	650,122	649,379	653,944	679,790	689,995	693,707	696,038	696,108	696,406	692,390
	(1) 職 員 給 与 費	32,630	25,208	26,642	35,221	34,582	35,669	31,981	32,022	31,934	32,904	33,808	33,604	33,463	33,145	33,312
	基 本 給 付 費	18,387	14,415	15,074	16,245	16,442	16,925	16,620	16,464	16,187	16,442	16,640	16,697	16,734	16,706	16,718
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	14,243	10,793	11,568	18,976	18,140	18,744	15,361	15,558	15,747	16,462	17,168	16,907	16,729	16,439	16,594
	(2) 経 営 費	160,880	170,394	157,539	190,079	203,690	180,984	180,970	180,968	195,471	201,408	201,299	201,204	201,122	201,055	209,704
	動 力 費	4,491	6,092	4,891	6,814	6,814	5,534	5,589	5,645	5,701	5,758	5,816	5,874	5,933	5,992	6,052
	光 熱 水 費	779	824	799	1,058	1,058	866	875	884	893	902	911	920	929	938	947
支 出	通 信 運 搬 費	432	420	375	525	583	463	468	473	478	483	488	493	498	503	508
	修 繕 費	7,713	7,712	7,254	16,029	15,378	15,861	16,020	16,180	16,342	16,505	16,670	16,837	17,005	17,175	17,347
	材 料 費	12	127	12	127	138										
	委 託 料	33,233	41,038	33,939	42,587	46,678	38,815	39,203	39,595	39,991	40,391	40,795	41,203	41,615	42,031	42,451
	負 担 金	101,164	101,122	97,626	109,651	117,807	105,957	105,192	104,432	118,169	123,333	122,443	121,559	120,681	119,810	127,647
	そ の 他	13,068	13,186	12,643	13,288	15,234	13,488	13,623	13,759	13,897	14,036	14,176	14,318	14,461	14,606	14,752
	(3) 減 価 償 却 費	406,664	409,286	415,819	422,690	426,087	433,469	436,428	440,954	452,385	455,683	458,600	461,230	461,523	462,206	449,374
	2. 営 業 外 費 用	57,241	52,717	48,707	45,907	44,593	45,544	45,425	45,188	47,292	46,272	45,532	44,718	43,023	37,127	37,880
	(1) 支 払 利 息	56,695	50,536	46,370	45,351	43,953	44,946	44,827	44,590	46,694	45,674	44,934	44,120	42,425	36,529	37,282
	(2) そ の 他	546	2,181	2,337	556	640	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598
特 別 収 入	支 出 計 (D)	657,415	657,605	648,707	693,897	708,952	695,666	694,804	699,132	727,082	736,267	739,239	740,756	739,131	733,533	730,270
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	22,818	27,436	37,851	5,970	89	164,907	169,687	178,004	178,752	187,660	227,938	232,787	232,350	232,240	227,177
	特 別 利 益 (F)	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)	143	15	34	90	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 143	△ 15	△ 34	△ 89	△ 89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	22,675	27,421	37,817	5,881	0	164,907	169,687	178,004	178,752	187,660	227,938	232,787	232,350	232,240	227,177
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	51,544	58,964	76,782	52,663	52,663	162,445	273,910	402,766	532,121	663,433	822,399	982,419	1,141,310	1,332,077	1,509,664

■資本的収支 シミュレーションパターン①で使用料改定に基づく投資・財政計画 *45頁の資本的収支と同数値

令和13（2031）年度に下水道使用料を25.5%改定（経費回収率100%）

◇幸手市公共下水道事業

（単位：千円）

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		（ 決 算 ）	（ 決 算 ）	（ 決 算 ）	（ 予 算 ）	（ 予 算 ）										
資本的収支	1. 企 業 債	119,400	213,700	172,400	267,600	422,100	233,500	195,100	339,000	122,800	129,800	125,300	53,100	53,400	182,400	184,200
	うち資本費平準化債					60,000										
	2. 他 会 計 出 資 金															
	3. 他 会 計 補 助 金	276,894	305,762	279,321	271,800	210,503	234,207	204,129	176,823	199,776	193,149	167,229	147,328	117,085	127,008	146,498
	4. 他 会 計 負 担 金															
	5. 他 会 計 借 入 金															
	6. 国（都道府県）補助金	46,015	100,000	20,360	86,240	115,428	182,000	139,000	170,500	64,500	71,500	66,500	10,000	10,000	125,500	127,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金															
	8. 工 事 負 担 金	21,992	20,269	6,759	5,962	8,944	10,601	6,276	3,126	4,726	5,076	4,826	1,001	1,001	7,776	7,851
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	464,301	639,731	478,840	631,602	756,975	660,308	544,505	689,449	391,802	399,525	363,855	211,429	181,486	442,684	465,549
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
	純 計 (A)-(B) (C)	464,301	639,731	478,840	631,602	756,975	660,308	544,505	689,449	391,802	399,525	363,855	211,429	181,486	442,684	465,549
	1. 建 設 改 良 費	247,405	389,408	281,654	466,308	583,437	510,743	420,209	586,791	290,549	322,713	307,782	163,665	147,263	416,437	448,618
	うち職員給与費	18,540	20,334	18,991	22,220	22,275	19,689	20,334	18,991	19,221	19,454	19,689	20,334	18,991	19,221	19,454
	2. 企 業 債 償 還 金	292,934	297,600	279,089	275,682	265,965	257,922	240,298	229,907	215,568	203,299	199,822	191,244	180,572	155,124	147,422
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金															
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金															
	5. そ の 他	1	1	0	1,001	2,814	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	540,340	687,009	560,743	742,991	852,216	768,665	660,507	816,698	506,117	526,012	507,604	354,909	327,835	571,561	596,040
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	76,039	47,278	81,903	111,389	95,241	108,357	116,002	127,249	114,315	126,487	143,749	143,480	146,349	128,877	130,491
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	75,156	38,975	75,630	94,085	65,387	44,839	50,700	54,467	62,763	64,840	67,854	70,179	70,974	71,788	64,174
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額				0		55,125	58,221	49,148	49,397	56,348	68,972	72,767	73,458	41,473	49,590
	3. 繰 越 工 事 資 金				0											
	4. そ の 他	883	8,303	6,273	17,304	29,854	8,393	7,081	23,634	2,155	5,299	6,923	534	1,917	15,616	16,727
	計 (F)	76,039	47,278	81,903	111,389	95,241	108,357	116,002	127,249	114,315	126,487	143,749	143,480	146,349	128,877	130,491
補填財源不足額 (E)-(F) (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)																
企 業 債 残 高 (H)		3,800,248	3,716,348	3,609,659	3,602,716	3,758,851	3,734,429	3,689,231	3,798,324	3,705,556	3,632,057	3,557,535	3,419,391	3,292,219	3,319,495	3,356,273

■他会計繰入金 シミュレーションパターン①で使用料改定に基づく投資・財政計画

◇幸手市公共下水道事業

(単位：千円)

年 度 区 分		令和3年度 (決 算)	令和4年度 (決 算)	令和5年度 (決 算)	令和6年度 (予 算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		160,422	163,781	171,770	195,461	215,078	205,919	214,633	228,399	219,983	238,962	239,334	240,778	241,658	238,503	237,800
	うち基準内繰入金	160,422	163,781	171,770	195,461	215,078	205,919	214,633	228,399	219,983	238,962	239,334	240,778	241,658	238,503	237,800
	うち基準外繰入金															
資 本 的 収 支 分		276,894	274,504	279,321	271,800	210,503	234,207	204,129	176,823	199,776	193,149	167,229	147,328	117,085	127,008	146,498
	うち基準内繰入金	43,163	40,720	37,612	38,511	40,200	36,961	32,762	25,880	24,530	16,762	15,131	10,847	10,971	11,069	11,129
	うち基準外繰入金	233,731	233,784	241,709	233,289	170,303	197,246	171,367	150,943	175,246	176,387	152,098	136,481	106,114	115,939	135,369
合 計		437,316	438,285	451,091	467,261	425,581	440,126	418,762	405,222	419,759	432,111	406,563	388,106	358,743	365,511	384,298

■収益的収支 シミュレーションパターン②で使用料改定に基づく投資・財政計画

令和13（2031）年度に下水道使用料を25.5%改定、さらに資本的収支の基準外繰入金を同年度より30,000千円削減

◇幸手市公共下水道事業

区 分		年 度														
		令和3年度 （決算）	令和4年度 （決算）	令和5年度 （決算）	令和6年度 （予算）	令和7年度 （予算）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	168,247	165,417	162,040	161,815	155,616	262,360	260,466	258,586	292,565	290,458	333,433	338,050	335,610	333,188	330,783
	(1) 料 金 収 入	168,030	165,024	161,770	161,686	155,390	262,093	260,199	258,319	292,298	290,191	333,166	337,783	335,343	332,921	330,516
	(2) 雨 水 処 理 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 受 託 工 事 収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) そ の 他	217	393	270	129	226	267	267	267	267	267	267	267	267	267	267
	2. 営 業 外 収 益	511,986	519,624	524,518	538,052	553,425	598,213	604,025	618,550	613,269	633,469	633,744	635,493	635,871	632,585	626,664
	(1) 補 助 金	160,422	163,781	171,770	195,461	215,078	205,919	214,633	228,399	219,983	238,962	239,334	240,778	241,658	238,503	237,800
	他 会 計 補 助 金	160,422	163,781	171,770	195,461	215,078	205,919	214,633	228,399	219,983	238,962	239,334	240,778	241,658	238,503	237,800
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	347,819	352,610	349,235	339,348	333,435	388,630	385,728	386,487	389,622	390,843	390,746	391,051	390,549	390,418	385,200
収 益 的 収 支	(3) そ の 他	3,745	3,233	3,513	3,243	4,912	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664	3,664
	収 入 計 (C)	680,233	685,041	686,558	699,867	709,041	860,573	864,491	877,136	905,834	923,927	967,177	973,543	971,481	965,773	957,447
	1. 営 業 費 用	600,174	604,888	600,000	647,990	664,359	650,122	649,379	653,944	679,790	689,995	693,707	696,038	696,108	696,406	692,390
	(1) 職 員 給 与 費	32,630	25,208	26,642	35,221	34,582	35,669	31,981	32,022	31,934	32,904	33,808	33,604	33,463	33,145	33,312
	基 本 給 与 費	18,387	14,415	15,074	16,245	16,442	16,925	16,620	16,464	16,187	16,442	16,640	16,697	16,734	16,706	16,718
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	14,243	10,793	11,568	18,976	18,140	18,744	15,361	15,558	15,747	16,462	17,168	16,907	16,729	16,439	16,594
	(2) 経 費	160,880	170,394	157,539	190,079	203,690	180,984	180,970	180,968	195,471	201,408	201,299	201,204	201,122	201,055	209,704
	動 力 費	4,491	6,092	4,891	6,814	6,814	5,534	5,589	5,645	5,701	5,758	5,816	5,874	5,933	5,992	6,052
	光 熱 水 費	779	824	799	1,058	1,058	866	875	884	893	902	911	920	929	938	947
支 出	通 信 運 搬 費	432	420	375	525	583	463	468	473	478	483	488	493	498	503	508
	修 繕 結 核 費	7,713	7,712	7,254	16,029	15,378	15,861	16,020	16,180	16,342	16,505	16,670	16,837	17,005	17,175	17,347
	材 料 費			12	127	138										
	委 託 料 金	33,233	41,038	33,939	42,587	46,678	38,815	39,203	39,595	39,991	40,391	40,795	41,203	41,615	42,031	42,451
	負 担 金	101,164	101,122	97,626	109,651	117,807	105,957	105,192	104,432	118,169	123,333	122,443	121,559	120,681	119,810	127,647
	そ の 他	13,068	13,186	12,643	13,288	15,234	13,488	13,623	13,759	13,897	14,036	14,176	14,318	14,461	14,606	14,752
	(3) 減 価 償 却 費	406,664	409,286	415,819	422,690	426,087	433,469	436,428	440,954	452,385	455,683	458,600	461,230	461,523	462,206	449,374
	2. 営 業 外 費 用	57,241	52,717	48,707	45,907	44,593	45,544	45,425	45,188	47,292	46,272	45,532	44,718	43,023	37,127	37,880
	(1) 支 払 利 息	56,695	50,536	46,370	45,351	43,953	44,946	44,827	44,590	46,694	45,674	44,934	44,120	42,425	36,529	37,282
	(2) そ の 他	546	2,181	2,337	556	640	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598
経 常 損 益	支 出 計 (D)	657,415	657,605	648,707	693,897	708,952	695,666	694,804	699,132	727,082	736,267	739,239	740,756	739,131	733,533	730,270
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	22,818	27,436	37,851	5,970	89	164,907	169,687	178,004	178,752	187,660	227,938	232,787	232,350	232,240	227,177
	特 別 利 益 (F)	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)	143	15	34	90	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 143	△ 15	△ 34	△ 89	△ 89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	22,675	27,421	37,817	5,881	0	164,907	169,687	178,004	178,752	187,660	227,938	232,787	232,350	232,240	227,177
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	51,544	58,964	76,782	52,663	52,663	162,445	273,910	402,766	532,121	663,433	792,399	922,419	1,051,310	1,212,077	1,359,664

■資本的収支 シミュレーションパターン②で使用料改定に基づく投資・財政計画

令和13（2031）年度に下水道使用料を25.5％改定、さらに資本的収支の基準外繰入金を同年度より30,000千円削減

◇幸手市公共下水道事業

（単位：千円）

年 度		令和3年度 （ 決 算 ）	令和4年度 （ 決 算 ）	令和5年度 （ 決 算 ）	令和6年度 （ 予 算 ）	令和7年度 （ 予 算 ）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分																
資本的収支	1. 企 業 債	119,400	213,700	172,400	267,600	422,100	233,500	195,100	339,000	122,800	129,800	125,300	53,100	53,400	182,400	184,200
	うち資本費平準化債					60,000										
	2. 他会計出資金															
	3. 他会計補助金	276,894	305,762	279,321	271,800	210,503	234,207	204,129	176,823	199,776	193,149	137,229	117,328	87,085	97,008	116,498
	4. 他会計負担金															
	5. 他会計借入金															
	6. 国（都道府県）補助金	46,015	100,000	20,360	86,240	115,428	182,000	139,000	170,500	64,500	71,500	66,500	10,000	10,000	125,500	127,000
	7. 固定資産売却代金															
	8. 工事負担金	21,992	20,269	6,759	5,962	8,944	10,601	6,276	3,126	4,726	5,076	4,826	1,001	1,001	7,776	7,851
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	464,301	639,731	478,840	631,602	756,975	660,308	544,505	689,449	391,802	399,525	333,855	181,429	151,486	412,684	435,549
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
	純計 (A)-(B) (C)	464,301	639,731	478,840	631,602	756,975	660,308	544,505	689,449	391,802	399,525	333,855	181,429	151,486	412,684	435,549
	1. 建設改良費	247,405	389,408	281,654	466,308	583,437	510,743	420,209	586,791	290,549	322,713	307,782	163,665	147,263	416,437	448,618
	うち職員給与費	18,540	20,334	18,991	22,220	22,275	19,689	20,334	18,991	19,221	19,454	19,689	20,334	18,991	19,221	19,454
	2. 企業債償還金	292,934	297,600	279,089	275,682	265,965	257,922	240,298	229,907	215,568	203,299	199,822	191,244	180,572	155,124	147,422
	3. 他会計長期借入返還金															
	4. 他会計への支出金															
	5. その他	1	1	0	1,001	2,814	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	540,340	687,009	560,743	742,991	852,216	768,665	660,507	816,698	506,117	526,012	507,604	354,909	327,835	571,561	596,040
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	76,039	47,278	81,903	111,389	95,241	108,357	116,002	127,249	114,315	126,487	173,749	173,480	176,349	158,877	160,491
補填財源	1. 損益勘定留保資金	75,156	38,975	75,630	94,085	65,387	44,839	50,700	54,467	62,763	64,840	67,854	70,179	70,974	71,788	64,174
	2. 利益剰余金処分額				0		55,125	58,221	49,148	49,397	56,348	98,972	102,767	103,458	71,473	79,590
	3. 繰越工事資金				0											
	4. その他	883	8,303	6,273	17,304	29,854	8,393	7,081	23,634	2,155	5,299	6,923	534	1,917	15,616	16,727
	計 (F)	76,039	47,278	81,903	111,389	95,241	108,357	116,002	127,249	114,315	126,487	173,749	173,480	176,349	158,877	160,491
	補填財源不足額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金残高 (G)															
	企業債残高 (H)	3,800,248	3,716,348	3,609,659	3,602,716	3,758,851	3,734,429	3,689,231	3,798,324	3,705,556	3,632,057	3,557,535	3,419,391	3,292,219	3,319,495	3,356,273

■他会計繰入金 シミュレーションパターン②で使用料改定に基づく投資・財政計画

◇幸手市公共下水道事業

(単位：千円)

年 度 区 分		令和3年度 (決 算)	令和4年度 (決 算)	令和5年度 (決 算)	令和6年度 (予 算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		160,422	163,781	171,770	195,461	215,078	205,919	214,633	228,399	219,983	238,962	239,334	240,778	241,658	238,503	237,800
	うち基準内繰入金	160,422	163,781	171,770	195,461	215,078	205,919	214,633	228,399	219,983	238,962	239,334	240,778	241,658	238,503	237,800
	うち基準外繰入金															
資 本 的 収 支 分		276,894	274,504	279,321	271,800	210,503	234,207	204,129	176,823	199,776	193,149	137,229	117,328	87,085	97,008	116,498
	うち基準内繰入金	43,163	40,720	37,612	38,511	40,200	36,961	32,762	25,880	24,530	16,762	15,131	10,847	10,971	11,069	11,129
	うち基準外繰入金	233,731	233,784	241,709	233,289	170,303	197,246	171,367	150,943	175,246	176,387	122,098	106,481	76,114	85,939	105,369
合 計		437,316	438,285	451,091	467,261	425,581	440,126	418,762	405,222	419,759	432,111	376,563	358,106	328,743	335,511	354,298

投資・財政計画におけるポイント

■シミュレーションパターン①

令和 13（2031）年度に下水道使用料を 25.5％改定（経費回収率 100％）

○使用料収入

現状予測に基づく投資・財政計画と比較して、令和 13（2031）年度以降で約 45,000 千円増加します。

○経費回収率

現状予測に基づく投資・財政計画と比較して、令和 13（2031）年度で使用料改定実施の場合、経費回収率 100％を達成します。

■シミュレーションパターン②

令和 13（2031）年度の 25.5％の使用料改定、さらに資本的収支の基準外繰入金を同年度より 30,000 千円削減

○使用料収入

現状予測に基づく投資・財政計画と比較して、令和 13（2031）年度以降で約 45,000 千円増加します。

○基準外繰入金

令和 13（2031）年度で使用料改定実施の場合、年 30,000 千円を削減しても資本的収支の財源不足は補填が可能です。

○経費回収率

現状予測に基づく投資・財政計画と比較して、令和 13（2031）年度で使用料改定が実施できれば、経費回収率 100％を達成します。

5. 各種パターンによる投資・財政計画の総括

以下は各シミュレーションパターンとその結果をまとめたものです。

シミュレーションパターン①

令和 13（2031）年度に下水道使用料を 25.5%改定（経費回収率 100%）

シミュレーションパターン②

令和 13（2031）年度に下水道使用料を 25.5%改定（経費回収率 100%）、さらに資本的収支の基準外繰入金を同年度より 30,000 千円削減

■各年度の使用料収入

（単位：千円）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
現状予測	262,093	260,199	258,319	292,298	290,191	288,096	292,088	289,979	287,884	285,804
シミュレーションパターン①	262,093	260,199	258,319	292,298	290,191	333,166	337,783	335,343	332,921	330,516
シミュレーションパターン②	262,093	260,199	258,319	292,298	290,191	333,166	337,783	335,343	332,921	330,516

■各年度の基準外繰入金

（単位：千円）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
現状予測	197,246	171,367	150,943	175,246	176,387	152,098	136,481	106,114	115,939	135,369
シミュレーションパターン①	197,246	171,367	150,943	175,246	176,387	152,098	136,481	106,114	115,939	135,369
シミュレーションパターン②	197,246	171,367	150,943	175,246	176,387	122,098	106,481	76,114	85,939	105,369

■各年度の経費回収率

（単位：千円）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
現状予測	81.94%	81.45%	80.36%	87.43%	85.72%	86.60%	87.62%	87.18%	87.21%	86.97%
シミュレーションパターン①	81.94%	81.45%	80.36%	87.43%	85.72%	100.15%	101.33%	100.82%	100.86%	100.58%
シミュレーションパターン②	81.94%	81.45%	80.36%	87.43%	85.72%	100.15%	101.33%	100.82%	100.86%	100.58%

総括

○基準外繰入金

令和 13（2031）年度で使用料改定を実施の場合は、当年度純利益の増加により、資本的収支の財源不足を利益剰余金で補填することができるため、繰入金の削減が可能になります。

○経費回収率

使用料を改定することによって、経費回収率を向上させることが可能です。令和 13（2031）年度の 25.5%の使用料を改定するシミュレーション①②では、経費回収率は 100%を達成し、経費を使用料で賄う独立採算制の原則を満たすことができます。

○使用料改定の検討

今回のシミュレーションパターンを考慮し、今後 10 年間に於いて計画期間内で経費回収率 100%達成を目指し、使用料改定の再実施を検討します。使用料改定の実施の可否や改定幅等の詳細に関しては下水道審議会等を経て決定し、長期的な経営改善を目指すこととします。

さらに将来にわたって安定的かつ持続的に下水道サービスを提供し、経営環境の変化に対応するため、公共下水道事業の中長期的な基本計画である経営戦略の 5 年ごとの見直し時期に合わせて、適正な使用料体系の見直しを図っていきます。

今後は 5 年ごとに経営状況を見直し、必要に応じ

更なる使用料の改定を検討する

6. 「経費回収率向上に向けたロードマップ」

(1) 社会資本整備総合交付金等の交付要件

国土交通省より、「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について」(国水事第51号令和6年4月1日)に基づき、交付要件になる業績目標と経費回収率の向上へのロードマップを以下に示します。

■国交省通知(国水事第51号令和6年4月1日)

社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(抜粋)

5. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載(有識者等の意見を聴いて策定されたもの))を経営戦略に記載すること。また、令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体については、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

(2)に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

図 社会資本整備総合交付金の交付要件について

社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント

定量的な業績指標及び目標年限の記載例(3. ①関係)

- 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、例として、経費回収率、経常収支比率、水洗化率等が挙げられる(経営比較分析表における経営指標の概要を参考)
- 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか。現状値、中間値、目標値の設定など段階的な目標設定を記載すること

収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②a関係)※

- 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること
(例:令和○年度までに経費回収率を○%に向上させるため令和○年度に使用料改定を実施する)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
(例:令和○年度から継続して～を実施している)

支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b関係)※

- 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること
(例:令和○年度に包括的民間委託等の実施により維持管理費の削減を図る)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
(例:令和○年度から継続して～を実施している)

※既に経費回収率100%以上の団体については、今後も100%を維持するための具体的な取組を「引き続き」実施する旨記載願います

※業績指標と業績指標達成のための具体的取組については、なるべくリンクするように記載願います

引用：全国下水道主管課長会議 「本編・管理企画指導室」(令和5年4月24日)開催資料 より

■下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項

(国土交通省通知 令和2年7月22日付け事務連絡 下水道事業課企画専門官)

ロードマップに基づき収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします。

以下のいずれかに該当する場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分対象とならない。

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

本市の経営戦略 策定状況

①令和 2 年度 経営戦略 策定

計画期間 令和 3 年度から令和 12 年度

令和 2 年度

国交省より経営戦略に「経費回収率向上に向けたロードマップ」を盛り込むよう指示あり

②令和6年度に使用料適正化について審議会を設置し答申を受け、経費回収率向上に向けたロードマップ追補版を作成

③令和 7 年度 総務省 経営戦略改定期限

令和7年3月に経営戦略改定について審議会を設置し、公共下水道事業の経営戦略を改定

使用料改定への取組

①令和 6 年 5 月から「幸手市下水道事業審議会」を実施、令和 8 年 4 月から63%の改定で答申

②令和 6 年度の幸手市下水道事業審議会の答申を踏まえ、令和 8 年度に使用料改定予定

③令和8年度に 63%改定し経費回収率 80%、令和 13 年度に経費回収率 100%を目指す

(2) 経費回収率向上に向けたロードマップ

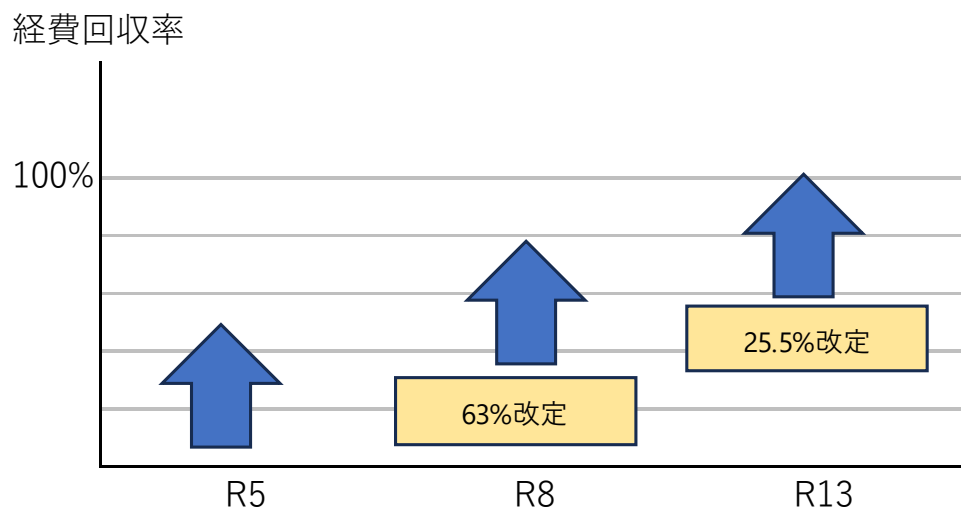
①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限

経営健全化に関する目標年限は、令和 13(2031)年度までとします。また、経営健全化に関する定量的な業績指標を、「経費回収率」、「基準外繰入金」とし、目標年限までの各業績指標を次項のとおり設定します。

■経費回収率（単位：％）

	R5 現状値 (2023)	R8 中間値 (2026)	R13 目標値 (2031)
経費回収率	54.04%	80.00%	100.00%

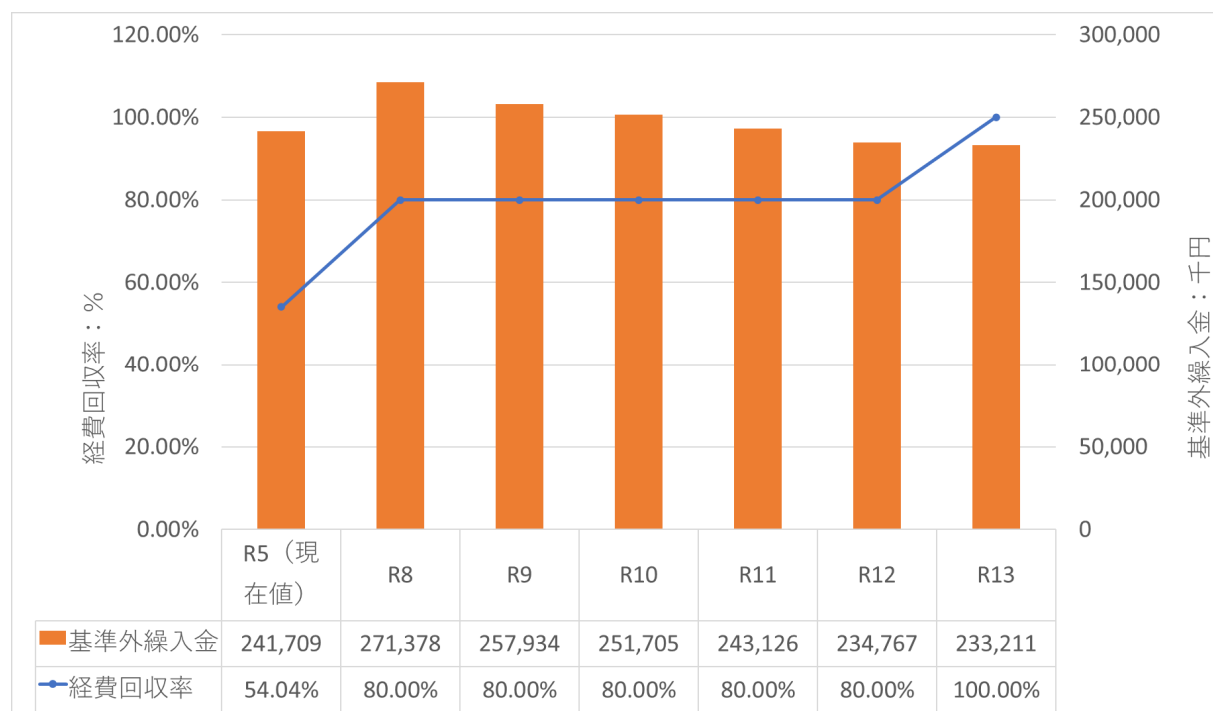
■経費回収率と改定率の推移（単位：％）



■基準外繰入金（単位：千円）

	R5 現状値 (2023)	R8 中間値 (2026)	R13 目標値 (2031)
基準外繰入金	241,709	271,378	233,211

■経費回収率と基準外繰入金の推移（単位：％）



(3) 今後のロードマップ

本戦略では、投資財政計画の結果、経営健全化に向けて、令和 8（2026）年度に使用料改定を行います。令和 13（2031）年度の目標達成に向けた使用料改定について、下水道使用料金の在り方について有識者や関係機関と検討してまいります。

以下に今後のロードマップを示します

■経費回収率向上へのロードマップ

年 度	接続率向上に向けた 広報・啓発活動	収益確保の活動	経費削減の活動	経営戦略改定
令和6(2024)年度	未普及地区に向けた普及活動	審議会開催	コスト効率化に向けた協議・検討	
令和7(2025)年度		使用料改定に向けた調整		審議会開催
令和8(2026)年度		使用料改定		経営戦略改定
令和9(2027)年度		効果検証		
令和10(2028)年度		効果検証		
令和11(2029)年度		使用料改定の協議・検討		
令和12(2030)年度		使用料改定に向けた調整		審議会開催
令和13(2031)年度		使用料改定		経営戦略更新
令和14(2032)年度		効果検証		
令和15(2033)年度		効果検証		
令和16(2034)年度		使用料改定の協議・検討		
令和17(2035)年度		使用料改定に向けた調整		審議会開催

(4) 収入増加及び支出削減のための具体的取組及び実施時期

収入の増加については、下水道使用料改定を令和 8（2026）年度に行います。その後経費回収率 100%達成に向け、令和 13（2031）年度に更なる改定を予定します。

* 令和 6 年度の審議会にて審議の中や答申書の附帯意見で（経営戦略の 5 年ごとの見直し時期に合わせて、経費回収率 100%の目標を目指し、適正な使用料体系の見直しを図られたい。）との記述あり。

7. 投資・財政計画（収支計画）における今後の取組

（１）今後の投資についての検討

① 未普及整備と老朽管渠の更新・耐震化

投資については、公共下水道事業では、下水道の未普及地域において新設工事を行っています。また、今後はストックマネジメント計画を作成して、耐用年数を鑑み老朽化している管路・施設については更新・耐震化を進めていきます。

② 事業規模の適正化

本市の下水道計画区域は、下水道で整備することが効率的な区域として設定されているが、今後の人口減少等により、効率的な区域は変化していくことが想定されるため、費用対効果を考慮し下水道計画区域を定期的に見直し、事業規模の適正化を図っていきます。

（２）今後の財源についての検討

① 使用料の見直しに関する事項

先述の投資・財政計画にも記載のとおり、今後下水道使用料金の適正化をより一層図る必要があるため、更なる使用料の改定を進める必要があります。

② 不明水対策

下水道の管渠等に意図せず浸入してくる不明水（老朽化した管渠に浸入する地下水等）は、埼玉県へ支払う維持管理負担金の増大要因の一つであり、有収率向上の妨げになります。不明水対策として今後、目視調査及びカメラ調査、管渠等の補修工事を実施していく予定です。

③ 資産活用による収入増加の取組について

公共下水道では未利用地は所有しておらず、上部空間が利用可能な処理場等の大規模施設もありません。このため、現有資産による収入増加は難しい状況ですが、収入増加の取組については引き続き検討していきます。

④ その他の取組

建設改良費について、国庫補助金や交付税措置の有利な企業債等、適切な財源確保を検討していきます。

（３）投資・財政計画に反映されていないものへの取組

① 広域化・共同化※・最適化に関する事項

広域化の一環として、現状は中川流域下水道への接続を行っています。更なる広域化・共同化については埼玉県の動向を踏まえ、検討していきます。

② 投資の平準化に関する事項

本戦略の建設計画は既存計画を基に試算しました。資金繰りを考慮し、状況により資本費平準化債の発行を検討し投資の平準化を図っていきます。

③ 民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託※、指定管理者制度、PPP/PFI 等）

ウォーターPPP 導入の可否を調査していきます。また、今後の将来の負担減を考慮して、職員の技術力の維持を考慮しつつ、委託業務の範囲拡大・複数年契約等について検討していきます。

④ 投資以外の経費についての検討状況等

職員給与費に関しては、現況は最低限の人員で対応のため変更はありません。

委託費に関しては、単年度で実施している維持管理業務等の委託業務に関して、複数年契約での経費削減が可能か今後検討していきます。それ以外の取組については、将来の経営状況を鑑み経費削減に関して、実現可能なものについては採用を適宜検討していきます。

⑤ 使用料の見直しに関する事項

本戦略の計画期間においては、将来の経営状況から考え、令和 13（2031）年度に更なる使用料改定を検討します。それ以降も社会情勢等の急激な変化により投資・財政計画の見直しが必要になった場合には、使用料の見直しについて適宜検討を行います。

⑥ 投資計画に含まれていない設備等の老朽化対策

緑台地区をはじめ、今回の投資財政計画には反映されていない耐用年数 50 年を超える管渠が発生し始めているため、今後ストックマネジメント計画を策定し、更新工事を進めていきます。

（４）原価計算

先述の投資・財政計画にも記載のとおり、今後、使用料の適正化をより一層図る必要があるため、原価計算を導入します。

地方公営企業の使用料については、「公正妥当なもので、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」とされています。これらを踏まえた上で、総務省においては使用料の設定について、以下を留意事項としています。

- ・ 社会情勢、経営環境の変化に応じて適切な使用料となるよう、３年から５年内の経営戦略の改定の際に使用料水準等を検証し、必要な改定の検討を行うこと。その際、施設の老朽化の実態や経営の将来見通しについて住民や議会にわかりやすく公表し、議論すること。
- ・ 総括原価主義の原則に基づき、狭義の原価に事業報酬を加えた原価を基礎とすること。その際、経営改善・合理化を一層徹底し、原価を極力抑制するとともに、特に水道事業や下水道事業等、将来にわたって安定的に事業を継続する必要がある事業については、施設の計画的な更新の原資を確保するため、事業報酬として必要な資産維持費を算定することを検討すること。
- ・ 人口減少等の経営環境の変化に対応するため、将来にわたり健全な経営を確保できる水準とするとともに、使用料体系（例えば、基本使用料と従量使用料の比率等）についても適切に配慮すること。

本市においても、こうした原価計算の考え方を取り入れて、収支計画を算定していますが、資産維持費に関しては適切な水準の設定が困難で、下水道事業では取り入れている団体も少ないことから、今後の研究課題と位置付けています。

■原価計算（モデル）

◇公共下水道事業

原価計算表

供用開始年月日 平成 3 年 4 月 1 日
 処理区域内人口 22,685 人
 計算期間 自令和8年4月 至令和18年3月
 (10 年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	令和5年度決算	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 161,770	千円 303,283	千円	千円 303,283
合 計	161,770	303,283	0	303,283

支 出 の 部

項 目	金 額			
	令和5年度決算	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
管 渠 費				
修 繕 費	4,049	9,331	9,331	0
材 料 費	12	3,915	3,915	0
委 託 料	6,439	7,083	7,083	0
そ の 他	1,041	1,145	1,145	0
小 計	11,541	21,474	21,474	0
ボ ン プ 場 費				
動 力 費	4,891	5,380	5,380	0
修 繕 費	3,152	7,263	7,263	0
委 託 料	13,210	14,531	14,531	0
そ の 他	586	645	645	0
小 計	21,839	27,819	27,819	0
一 般 管 理 費				
人 件 費	26,642	33,192	33,192	0
流 域 下 水 道 事 業 維 持 管 理 費 担 当 金	97,626	116,922		116,922
委 託 料	14,290	15,719	15,719	0
そ の 他	14,580	15,412	15,412	0
小 計	153,138	181,245	64,323	116,922
資 本 費				
支 払 利 息	46,370	42,459	42,459	0
減 価 償 却 費	415,819	450,591	238,072	212,519
小 計	462,189	493,050	280,531	212,519
合 計 (Y)	648,707	723,588	394,147	329,441

資 産 維 持 費 (Z)
使用料対象経費 (Y) + (Z)

329,441

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 92.06$$

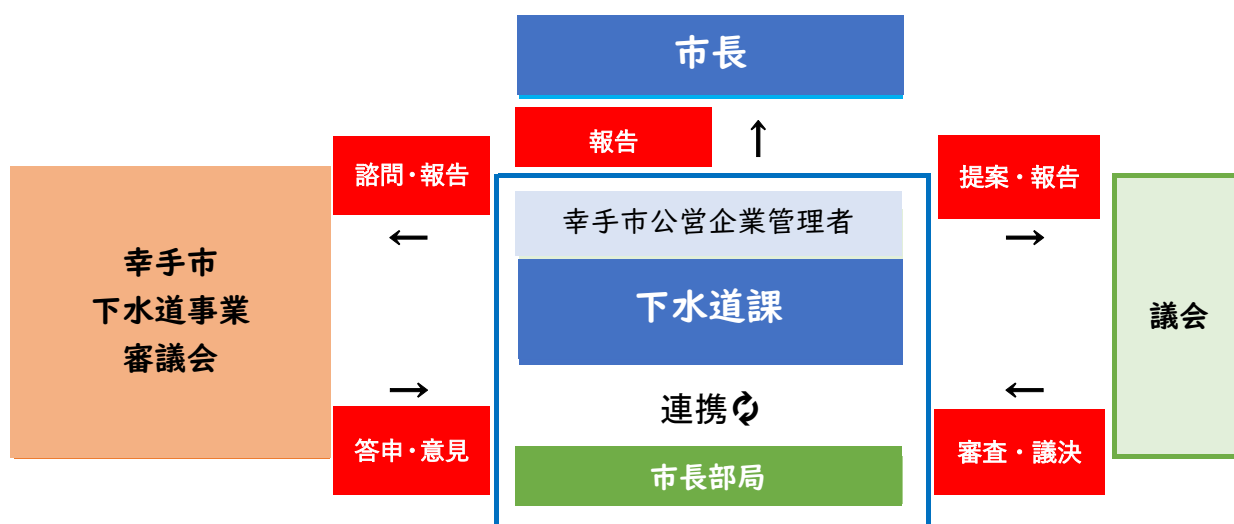
第6章 取組体制とPDCAサイクル

1. 経営推進体制

本戦略における取組は、下水道課を中心として実施します。一方で、投資や投資の効率化等によるサービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、サービスの規模の最適化等の取組については、市長の諮問機関である幸手市下水道事業審議会に意見を聴取しています。

また、進捗状況については、事務局である下水道課で情報収集・進捗管理を行い、今後の対応を検討します。

■経営推進体制イメージ



2. PDCA サイクルの実行

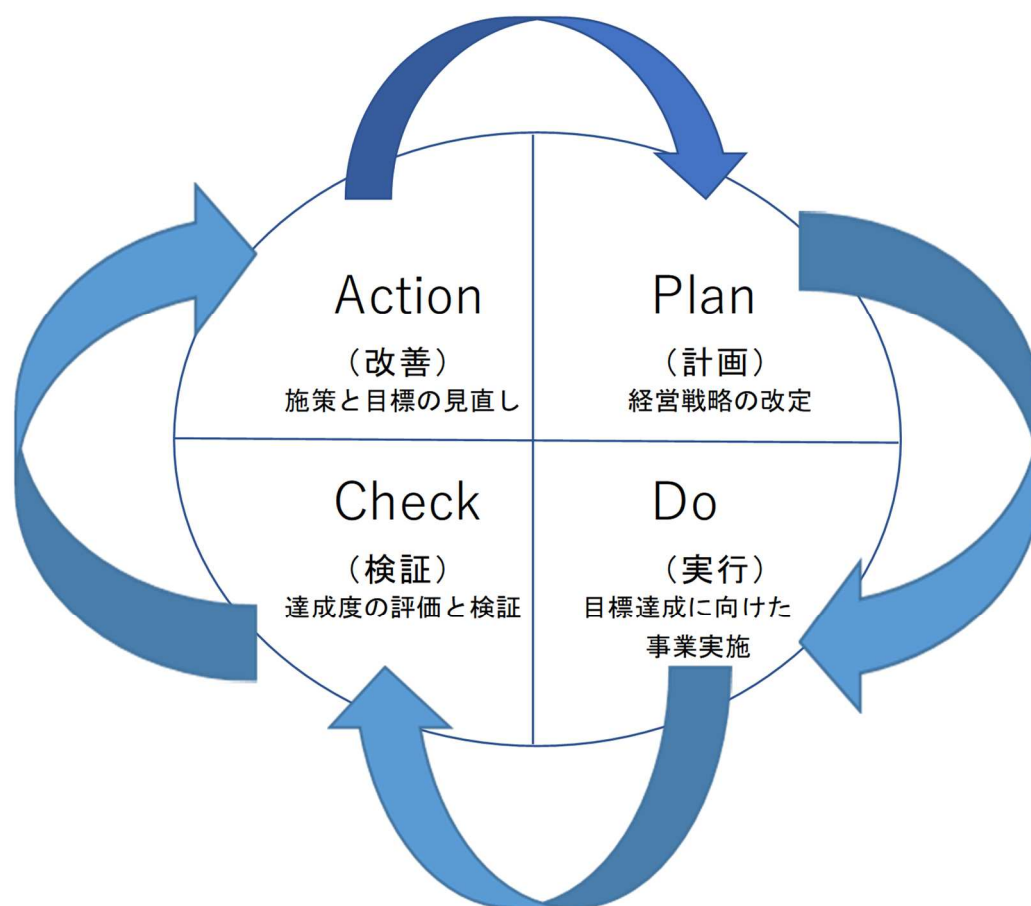
経営戦略は PDCA※サイクルにおける計画（Plan）に位置付けられます。今後は実行（Do）、検証（Check）、改善（Action）等の PDCA サイクルを確実に実施することが重要です。

検証においては、経営比較分析表を毎年度作成し、経営指標を用いた経営分析や類似団体との比較分析を行います。

また、幸手市下水道事業審議会へ5年サイクルを目安に定期的に経営状況を報告し、意見を求める等、チェック機能の充実を図ります。これらの PDCA サイクルにより経営状況を的確に把握し、経営の健全化及び効率化に取り組んでいきます。

また見直し及び検討に当たっては、幸手市下水道事業審議会へ意見を求めるものとし、改定後は広く住民等へ公表することとします。

■PDCA サイクルイメージ



資料集

1. 用語解説

《あ行》

維持管理費

日常の排水処理施設の維持管理に要する経費で、修繕費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成されます。

一般会計からの繰入金

一般会計から下水道事業会計へ支出する繰出金で、下水道事業会計から見ると繰入金であり、その財源は主に税金です。

ウォーターＰＰＰ

ウォーターＰＰＰとは、下水道などの水道分野を対象とした官民連携方式で、コンセッション（公共施設等運営事業）方式と、「管理・更新一体マネジメント方式」を併せた総称。国による造語です。

汚水処理費

汚水の処理にかかる維持管理費と資本費（企業債等利息及び減価償却費）。

《か行》

改築

機能の低下した下水道施設に対して、対象施設の全部又は一部の再建設あるいは取り替えを行うことにより、機能を回復させることで所定の耐用年数が新たに確保されることをいいます。

管渠

下水（汚水や雨水）を流すための管のことです。

管路

管渠、マンホール、ます、取付管の総称です。

企業会計

現金の動きやその残高のみではなく、債権債務の発生的事実に基づいて経理し（発生主義）、その年度の事業活動に係るもの（収益的収支）と翌年度以降の事業活動の基になるもの（資本的収支）とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式です。

企業債

地方公営企業が建設・改良の財源に充てるために起こす地方債（借金）のことです。

基準内繰入金

一般会計から下水道事業会計に繰り入れるお金のうち、雨水処理に要する経費等、公費で負担すべきもの。

基準外繰入金

一般会計から下水道事業会計に繰り入れるお金のうち、総務省の繰り出し基準に合致しないもの。

共同化

複数自治体で共同使用する施設の建設や事務の一部を共同して管理及び執行することをいいます。

供用開始

下水の処理を開始することをいいます。

経常収支

主たる経営活動と他の経営活動から日常的に得ている収益及び費用です。

下水道処理区域

排除された下水を終末処理場により処理することができる区域です。

減価償却費

長期にわたって使用する固定資産の価値の減少相当分を費用として計上したものです。

広域化

一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

公営企業会計

病院や水道事業等地方公共団体が運営している公営企業が入り込んでいる複式簿記の会計処理です。

公共下水道事業

主として市街地における下水を排除し又は処理するために地方公共団体が管理する下水道。終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道といいます。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域、及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供する水路です。

《さ行》

実質的な使用料

使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）を指します。

指定管理者制度

公共施設の管理及び運営を民間企業が行うことをいいます。

資本的収支

固定資産の取得や改築及び改良に伴い発生する収入及び支出です。

収益的収支

企業の経営活動に伴い発生する収益及び経費です。

修繕

老朽化した施設又は故障若しくは破損した施設を修理して、施設の現状回復を図り、所定の耐用年数を維持するものです。

従量制

使用水量に応じて使用料を算定する料金体系をいいます。

使用料単価

使用料収入額を有収水量で除したものです。

水洗化人口／水洗化率

下水道に接続している人口及び割合を表す指標です。

ストックマネジメント

目標とする明確なサービス水準を定め、その状態を点検及び調査等によって客観的に把握及び評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検及び調査、修繕及び改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいいます。

損益勘定留保資金

減価償却費や資産減耗費等現金を伴わない費用によって内部に残る資金（内部留保資金）のことです。

《た行》

耐用年数

法律等で決められた資産が利用できるとされる期間です。

長期前受金戻入

資産取得時の補助金等を減価償却に応じて収益化した現金を伴わない収益です。

独立採算制の原則

繰入金（税金）ではなく、使用料で経営を行わなければならないという原則です。

《は行》

不明水

下水のうち有収汚水以外のものであり、地下水、直接浸入水などからなるものをいいます。原因として、雨どい等、宅内配管の誤接合によって流入したり、老朽化した管渠の継手部分やひび割れ、破損箇所から浸入すると考えられます。

包括的民間委託

維持管理等で複数の業務を一体的（包括的）に発注し、また、複数年契約にて民間企業に委託すること。これにより、民間のノウハウを生かしつつ業務の効率化を図ります。

法適用化

地方公営企業法を事業に適用し、公営企業会計となっていることを示します。

ポンプ場

地形上、終末処理場まで自然流下できない場所、管渠が地中深くなりすぎる場所に設け、水位を上げるための施設です。

《ま行》

民間委託

地方公共団体の行う業務を民間企業に委託することをいいます。

《や行》

有収水量

使用料の算定の基準になる水量です。

《ら行》

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で終末処理場と幹線管渠からなり、事業主体は都道府県です。

類似団体

総務省より、市町村を処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度区分、供用開始年数区分で類型化したものをいいます。

《その他》

P D C A サイクル

計画（p l a n）、実行（d o）、評価（c h e c k）、改善（a c t i o n）を順に実施し、最後の改善（a c t i o n）では評価（c h e c k）の結果から、次回の計画（p l a n）に結び付ける。このプロセスを繰り返すことにより、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法です。

P P P

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを P P P（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼びます。P F I は、P P Pの代表的な手法の一つです。

P F I

P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

2. 策定体制

幸手市下水道事業審議会 委員名簿

(敬称略)

構 成	氏 名	所属団体等	委員区分
委 員	青 鹿 義 和	幸手市私立幼稚園協会会長	1号委員
委 員	出 井 保 信	上高野地区代表区長	1号委員
委 員	岸 本 規 生	中地区代表区長	1号委員
委 員	鈴 木 徹 夫	東地区代表区長	1号委員
副会長	梨 本 松 男	幸手市商工会会長	1号委員
委 員	宮 田 茂	北1丁目2区長	1号委員
委 員	秋 場 誠	元水道部長	2号委員
会 長	木 下 芳 郎	日本工業大学教授	2号委員
委 員	帆 刈 章	中川下水道事務所所長	2号委員
委 員	安 藤 とみ子	公募	3号委員
委 員	小 林 みどり	公募	3号委員
委 員	松 澤 美貴子	税理士	3号委員

(各号委員のアイウエオ順)

1号委員：受益者代表

2号委員：知識経験のあるもの

3号委員：市長が認める者（公募、税理士）

3. 審議会条例

幸手市下水道事業審議会条例

平成2年6月19日

条例第13号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、下水道事業に関し必要な調査審議を行わせるため、幸手市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平13条例35・旧第2条繰上・一部改正）

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 受益者代表

(2) 知識経験を有する者

(3) その他市長が特に必要と認める者

（平13条例35・旧第3条繰上・一部改正）

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。

（平13条例35・旧第4条繰上・一部改正）

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平13条例35・旧第5条繰上・一部改正）

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平13条例35・旧第6条繰上）

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、水道部下水道課において処理する。

（平13条例35・旧第7条繰上、平15条例7・一部改正）

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(平13条例35・旧第8条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年12月26日条例第26号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月19日条例第35号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月20日条例第7号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

4. 審議会規則

幸手市下水道事業審議会規則

令和 6 年 4 月 3 0 日

幸手市規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、幸手市下水道事業審議会条例（平成 2 年幸手市条例第 1 3 号）第 7 条の規定に基づき、幸手市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 会長は、審議会を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び付議事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第 3 条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 付議事項の内容
- (4) 審議の経過及び結果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 会議録は、会長及び会長の指名する委員 2 人が署名しなければならない。

(会議録等の公表)

第 4 条 審議会は、作成した会議録を、会議資料とともに、市のホームページにより公表するものとする。ただし、次条ただし書の規定により、審議会の会議の全部又は一部を非公開とした場合にあっては、当該審議会に係る会議録及び会議資料は、その非公開部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(会議の公開)

第 5 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、個人情報等の保護が必要な場合又は公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合にあっては、会長が会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第 6 条 審議会の会議は、議長の許可を得て、傍聴することができる。

2 議長は、会議運営上支障があると認めるときは、傍聴の制限又は拒否すること

ができる。

- 3 議長は、傍聴人が議長の指示に従わないとき、又は会議の秩序を乱したと認めるときは、当該傍聴人に対して退場を命じることができる。

(関係者の出席等)

- 第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、水道部下水道課において処理する。

(委任)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

5. 審議会日程等

(1) 幸手市下水道事業審議会（令和6年5月27日～令和6年10月11日）

諮問事項：継続可能な幸手市公共下水道事業運営のための使用料適正化について

下水道事業審議会の日程

開催回	開催日時	開催場所	審議内容
第1回	令和6年5月27日	幸手市 水道部 会議室	● 幸手市下水道事業審議会委員の決定 ● 会長、副会長の決定 ● 継続可能な幸手市公共下水道事業運営のための使用料適正化について（諮問） ● 議題 (1) 本市下水道事業の経過と現状 (2) 下水道使用料改定の背景 (3) 今後の収益的収支の見通し (4) 経営比較分析表を基にした近隣団体の状況説明
第2回	令和6年7月1日	幸手市 水道部 会議室	● 議題 (1) 第1回審議会の振り返り (2) 経営戦略とロードマップ (3) 流域下水道維持管理負担金の単価改定について (4) 県内団体の料金改定状況 (5) 今後の見通しを基にした使用料改定案
第3回	令和6年8月23日	幸手市 水道部 会議室	● 議題 (1) これまでの審議会の振り返り (2) 幸手市下水道事業の課題 (3) 課題解決の基本方針について (4) 下水道使用料改定に向けた取り組みについて (5) 下水道使用料改定案について

第4回	令和6年9月27日	幸手市 水道部 会議室	● 答申書（案）について ● 料金改定までの流れ
第5回	令和6年10月11日	幸手市 水道部 会議室	● 答申（案）の最終決定 ● 答申書の交付

（2）今後の審議会関係スケジュール

諮問事項：幸手市公共下水道事業経営戦略の改定について

令和7（2025）年	
3月19日	幸手市下水道事業審議会 第1回審議会
4月21日	幸手市下水道事業審議会 第2回審議会
5月下旬	議員説明会
5月下旬～1カ月間	パブリックコメント公募
6月8日	市民説明会
7月上旬	幸手市下水道事業審議会 第3回審議会
7月中旬	幸手市下水道事業審議会 第4回審議会

埼玉県幸手市 公共下水道事業経営戦略

令和8年3月

発行：幸手市 水道部下水道課

住所：〒340-0141

埼玉県幸手市大字平野 923

Tel. 0480-47-3340（直通）